

も決して適切でなかったと考えられ、最終結論としては、その裁決が保月村に損失を与えた節が見られるのは偏見であろうか。

ともかく、この安政四年(一八五七)の裁決により、保月村は苦難の道を強いられたのである。

しかし五僧村の言い分については、一五年前に五僧村から奉行所に届けられた文書があるので最初にこれを紹介して、五僧村の実態を知る史料としたい。これによると、入札により炭焼き等の権利を得た保月村はその炭焼きを始めたようであるが、五僧村はこの入札には村の中の事として参加しておらず、同一場所で両村が炭焼きで渡世していたことが判明するが、これも山論の中の一現象であると考えたい。

七一 乍レ恐以書付御願奉ニ申上候  
大上郡五僧村

右当村領内往古方北者河内境字河内江南ハ大君ケ畑境字黒谷峠、西者保月村境字地蔵牛背、東ハ字立分

此下都而雨落分れニ御座候ニ付御検見御願見又ハ宗門御改御通行之節、御駕並諸荷物件之領境江罷

出、夫々御継立仕申候、然ル方右四方地面之内新坂並根と申候、保月村方公事申立致拾年来段々

御上様之御苦勞被成下置候得共、論濟不レ仕、立入御指留ニ

被ニ仰付奉レ畏罷在候処、保月村領凡当国無双畑地多数有之村柄ニ而迎も村方限ニテ作付出来不レ申故、

出作  
も相成御座候程之儀ニ而重々畑作を以渡世仕來候、炭

焼等不レ仕候而も喰続出来申候得共、当村方ハ畑作と申候者幾ニ軒別ニ割候得者老軒ニ七畝半計方者当り不レ

申、奥山中ニ而御年貢米仕、迎も渡世喰続相成不レ申、

〔山本ニ取悉〕  
〔山本ニ取悉〕  
〔山本ニ取悉〕

御百姓相統仕居候処、立入御指留ニ付、時山村方焼出候

炭買請、諸方江売捌又ハ駄賃持等仕、右等之稼出を以細々取統仕居候処、先年大飢饉ニ付、時山村も

人数減少仕候故以前と者焼出候炭荷駄も少く其上近年江戸回シニ相成当春方ハ京都江指送り候

様相成候而賃銭可レ取所作も甚々敷無御座候、追々村方必至難澁ニ相成候ニ付、不願恐御裁許之儀

毎々御願奉ニ申上候、乍レ然六ヶ年以前右論所ニ而炭焼入札掛之儀被ニ仰渡ニ候得共、素方当村領内と相心得

罷在候得者入札可レ仕所存も無之処方村方一統屈状不レ仕無レ廻御断奉ニ申上候処相手方保月村ハ

〔欠悉〕  
〔欠悉〕  
〔欠悉〕

他領伊勢地之者並時山村之者者落札仕立入候得共、当村方ハ立入不レ申候故、取手者難ニ申

上  
被ニ仰出候場所外迄も夥敷炭焼仕候趣ニ相候然ル処、当夏右入札上納金ヲ御割符被レ成

〔欠悉〕  
〔欠悉〕  
〔欠悉〕

当村江式拾七兩保月村へ四拾貳兩貳歩四朱

被ニ仰渡夫々頂戴仕候右場所御年貢米と往古方年々当村方上納仕居候得者、保月村江取

頂戴可レ致訳有之間敷哉ニ奉レ存候、猶又此度地頭御裁許者無御座候得共、段々難澁之始末被レ為ニ

聴召上ニ立木被ニ下置御用懸を以当村保月村江御割符被ニ成下置候処、当村家建ニ割合山ニ相成

中候而保月村方五拾人余も炭焼ニ立入申候由ニ御座候、

御上様之御賢慮凡拾ヶ年ニ御積被ニ下置立木之場所ヲ御割被ニ成下置候趣ニハ御座候得共、右様保月村

方  
多人數立入候而者兩三ヶ年之内ニ不レ残伐掛ニ相成

中候々奉レ存候、左候而者往々何ヲ以当村方相統可レ致手立も無御座実ニ人命ニも拘り候段、甚以敷ケ敷

奉レ存候、段々難澁之趣御願奉ニ申上候而不ニ容易御

を以前件之通り被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下置<sub>レ</sub>候処只今ニ至リ斯奉<sub>レ</sub>中上<sub>レ</sub>候儀者何分奉<sub>レ</sub>恐入<sub>レ</sub>候得共、往古方領境雜立等之証

抛も有<sub>レ</sub>之御水帳面も御座候得者当村領内を保月村方押領之申上方と奉<sub>レ</sub>存候<sub>(其文)</sub>申以前深<sub>(其文)</sub>  
 御憐考被<sub>レ</sub>成下置<sub>レ</sub>往々当村方炭焼渡世仕候而も立<sub>(此止)</sub>  
 先練生立渡世指<sub>(其文)</sub>渡世相統罷成不<sub>レ</sub>申

御憐愍ヲ以御裁許被<sub>レ</sub>成下置<sub>レ</sub>候ハ者村方一統御方<sub>(次紙)</sub>  
 程冥加至極難<sub>レ</sub>有仕合ニ可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存候、此段乍<sub>レ</sub>恐

以<sub>レ</sub>書

〓〓敷願奉<sub>レ</sub>中上<sub>レ</sub>候以上<sub>(付カ)(次紙)</sub>

五僧村

天保十三寅年

庄屋 甚右衛門

九月

横目 徳 平

御奉行様

次に最終採決となつた安政四年(一八五七)閏五月

一八日、同月二十八日、六月六日、六月二二日の四通を紹介する。

閏五月一八日付けのものは、評定所申渡書に対して、その内容の中に、奥山一八石余の地所がなく、無地高となつて保月村へ年貢は課せられ、五僧村には課せられないということに対して、住民を納得させることはできないという苦悩を訴えたものである。このため、同地で働いていた者は仕事もできず、すでに、一三軒がつぶされたとしている。

五月二十八日の分は一八日の内容とほとんど変わらず、無地高に対する不満を訴えているもので、見込みのない、切ない敷願で、同情の涙をさそう。六月六日付けも同様のもので、一八石余の場所は慶長七年(一六〇二)の検地の際、大縄の場所で当然保月村のものであるのに、五僧村へ入れられ、このため山かせぎは不可能になった。この不平等な採決を怒り、住民を納得させることはできないと村役人が訴えたものである。

藩の裁決に対して不服を二ヶ月訴え続けてきた保月村の最後の嘆願と言うべきものが、六月二日付けのものである。その内容を見ると、五僧村と保月村の明暗がくっきりと訴えられており、藩も村の役人も手立ての術もなく、なげやりとしか見られない点も感ぜられる。

以上で、二ヶ村の七四年にわたる山論の文書を見たが、藩にもう少し妥協の余地はなかったのか、あまりにも藩政の硬直さの目立つ山論の裁決であった。

七二年<sub>レ</sub>年<sub>レ</sub>恐以<sub>三</sub>書付<sub>三</sub>御敷願奉<sub>三</sub>中上<sub>レ</sub>候

(保月村文書二二二)

犬上郡保月村

一当村領内奥山五僧村ト論所ニ相成長々奉<sub>レ</sub>掛<sub>三</sub>御苦

勞<sub>三</sub>罷在候所、御憐愍之御埒方可<sub>レ</sub>被<sub>三</sub>下置<sub>三</sub>旨被<sub>三</sub>仰

出<sub>三</sub>

去月廿六日双方被<sub>三</sub>召出<sub>三</sub>於<sub>三</sub>御評定所<sub>三</sub>御申渡書を

以<sub>二</sub>御埒方被<sub>三</sub>仰渡<sub>三</sub>候得共、七十四ヶ年ニも相成候論所<sub>一</sub>

儀ニ付役人共限り御請書も難<sub>二</sub>指上<sub>三</sub>其上存外成<sub>一</sub>  
 御埒方ニ付旁以同廿八日迄御猶子御願申上早々帰村之上小前之者共へ被<sub>レ</sub>仰出之次第申渡候所、右ニ而者

奥山

拾八石四斗四升式合四勺之地所無<sub>三</sub>御座<sub>三</sub>以来右之御年

敷<sub>三</sub>御高八拾九石式斗七升式合六勺之内<sub>一</sub>

貢無地高ニ相成候得者何分ニも承服難<sub>三</sub>相成<sub>三</sub>候、申

聞候

得共役人共江者段々御理解も御座候得者無<sub>三</sub>致方<sub>三</sub>先

御請書者奉<sub>三</sub>指上<sub>三</sub>置候得共、今度之御埒方承服

難<sub>三</sub>相成<sub>三</sub>訳者右御年貢地之儀ハ是迄年来御取

調へも被<sub>三</sub>下置<sub>三</sub>候御儀ニ而右奥山論所〓ニ拾八石

余之

御年貢有レ之儀者是迄□御奉行様ニハ他所  
御見取り之上能御会得被ニ下置候御儀ニ而別而今度之  
儀者□殿様御巡在ニ付□御憐愍之恩召ヲ以被  
仰出候御儀ト、前以小前ニ至迄難レ有奉レ存罷在候  
所、存

外成御埒方ニ而何分村方人氣相崩レ村方罷出居候  
者も出来、忽拾三軒之者潰レニ及ひ相続相成不レ申  
ニ付

右拾八石余之御年貢取立難相成指懸り役人共  
心配迷惑仕候、尤五僧村之儀者小村小人数之儀にて  
山持斗之渡世ニ者無ニ御座勢州濃州行之諸荷物

小高瀬四石老斗一升三合

持運ひ山持ニ不レ抱渡世も御座候上、小村ニ不相応  
過分

之地所御付ケ被レ遊候御儀、何等之証拠ヲ以被ニ仰付  
候事哉、

右等之訳柄御理解不レ被ニ下置ニ而者役人共初難レ有ニ

承服

可レ仕様も無ニ御座ニ此段一村亡消ニも可レ及儀、眼前  
之儀ト

心配罷在候儀ニ御座候、依レ之指掛候処者右拾八石  
余

之御年貢向後御赦免被ニ下置候歟於 御上様永世  
御仕法ニ而も被ニ成下置候歟 御憐愍之被ニ仰出も  
御

座候ハハ、小前之者共ヘ右ヲ以理解も可レ仕何分に  
も人

氣崩レ候小前之氣辺ニ罷成、歎ケ敷奉レ存候於レ役  
人共ニも無ニ致方ニ此段乍レ恐以書付御歎願奉ニ申上  
候、

何卒 御憐愍之 御賢考被ニ成下置候様伏而

奉ニ願上候以上

〇八五七  
安政四年

巳閏五月十八日

保月村

三役人

惣代

御奉行様

御代官所様

七―三 乍レ恐以ニ書付ニ御歎願奉ニ申上候

(保月村文書一二〇)

犬上郡保月村

一 当村領内奥山先年ヨリ五僧村ト論所ニ相成長々奉レ  
掛ニ

御苦勞罷在候所、一昨廿六日役人共被レ為ニ 召出  
於ニ

御評定所ニ御中渡書御下ケ被ニ下置ニ右之論所

御憐愍ヲ以御埒方被ニ 仰渡ニ難レ有奉レ畏直様御

請書可レ奉ニ指上ニ答ニ御座候得共、何分奥山中愚昧  
之

者共斗ニ御座候間、小前ニ至迄、被ニ 仰渡ニ之御趣  
篤ト申論シ

一 統恐服致させ、右御請書指上申度奉レ存候ニ付、今  
廿八日迄御猶子被ニ成下置候様御願奉ニ申上候所、願  
之通

御聽届被ニ下置難レ有仕合奉レ存候、依レ之直様掃村仕  
小前一統呼寄右被ニ 仰渡ニ之御趣篤ト申論し段々理  
解

仕候所、年来之論所難決之事ト被レ為ニ

思召ニ此度御埒方被ニ 仰渡ニ被ニ下置ニ 御憐愍之段  
冥加至極難有御儀ニ御座候間、別紙御請書奉ニ指

上候得共、当村御高八拾九石式斗七升式合之内右論  
所ニ 拾八石四斗四升式合四勺有之右論所ニ相成  
候而ヨリ

昨冬迄七拾四ケ年 ニ 千六百四拾三表老斗四升式

合年

々ニ御年貢御上納仕来り候、先々ヨリ追繰ニ他借仕、

相凌キ

居候儀ニ付夫々返濟之手立無御座猶亦此後永々  
右拾八石四斗余無地高之御年貢相迷ひ御上納仕候  
様相成候而者必至之難渋、忽一村中及亡消候儀、  
眼前之

次第ニ而何共敷ケ敷仕合ニ御座候間、此上者一村中  
細々ニも

立行候様御敷願申上具候旨一統相敷キ罷居候ニ付、  
甚恐多キ御願ニ御座候得共、前冬之訳柄ニ御座候間、  
此上

御上様江御頼り奉ニ申上候ヨリ他事無御座候ニ  
付、此段

被レ為ニ 聽召分ニ何卒一村中立行候様如何様与敷

御憐愍之御仕法被ニ成下置候様幾重ニも奉願上候、

右願之趣 御聽上被ニ下置候ハハ、重々冥加至極難  
有

仕合可レ奉レ存候、依レ之乍レ恐以ニ書付ニ御敷願奉ニ申

上候以上

(一八五七)

安政四年

巳五月廿八日

保月村

庄屋 伝左衛門 ㊦

横目 浅右衛門 ㊦

組頭 四郎 藏 ㊦

小前惣代 平右衛門 ㊦

御奉行様

御代官所様

七十四 乍レ恐以ニ書付ニ御答奉ニ申上候

(保月村文書二二三)

一 右者五僧村ト論所此度御持方被ニ 仰渡候所、村方

一統

被ニ 仰出ニ之趣何分承服不レ仕難渋之次第申立候ニ

付、委細

其訳先達而御敷願奉申上候、役人共被ニ 召出小前  
之者共へ

篤ト理解ニおよひ承服為レ仕様被ニ 仰出ニ帰村之上  
段々理

解ニおよひ候得共、弥以、人氣立何分ニも承服仕不レ  
申於ニ役人共ニも

甚迷惑仕候ニ付、乍レ恐左ニ御答奉申上候

一此度論所境目御立被レ遊候得共右場所之内花志ゆく  
与中者慶長七年御検地之御大繩拾八石余之場所ニて  
是迄ニも御尋有レ之候節ニ御答奉申上置候通り、当

村

御年貢地之儀ニ候得者此上如何程理解仕候とも承  
服可レ仕筋合ニ者無ニ御座候

一当村之儀五僧村与論以前者家数も百式拾軒斗も

有レ之人数も夫ニ順シ、多人数之村方ニ候得共、如  
作又者山

持等ヲ以御百姓相統罷在候処、段々家跡断絶ニおよ

ひ

當時者六拾軒斗之家数ニ相減シ罷在、然ルニ今度様

之 御持方ニ而者以前之人数者投置、當時之人数さへ山

渡世之場所無ニ御座ニ是等全以論所一門当村領内ニ相

座候

右之外先達而委細御敷願奉ニ申上ニ置候通り之訳柄  
ニ而

何分ニも承服可レ仕筋合ニ者無ニ御座ニ於ニ役人共ニも  
此度様之

御持方被ニ 仰出ニ候儀者難渋至極之儀ニ御座候間、

何卒

御憐愍ヲ以此上 御賢考被ニ成下置候様奉ニ願上候  
此段乍レ恐以ニ書付ニ御答奉ニ申上候以上

〔八五七〕  
安政四年

巳六月六日

保月村

庄屋  
伝左衛門

横目  
浅右衛門

組頭  
平右衛門

惣代  
四郎藏

御奉行様

御代官所様

七十五 乍恐以書付御答奉申上候

(保月村文書一二三)

一

犬上郡保月村

右者五僧村ト論所此度御考方被ニ 仰渡ニ於ニ役人共ニ  
も即時ニ

御請も仕兼候得共、御致命之御義如何様之被ニ 仰  
渡ニ而も

承服難レ仕ト申儀押而奉ニ願上ニ候儀者難ニ相成ニ依而

御請書

奉ニ指上ニ被ニ 仰渡ニ書頂戴仕、帰村之上村方一統江

相違申候処、

〔六〇〇〕慶長七年御檢地之湖大堀拾八石余之地面五僧村へ

御割当ニ相成当村ニ者右御年貢斗相残リ是迄無地

高有レ之上ニ猶亦此上無地高相嵩ニ候而者一村取統

相成不レ申

五僧村江者右様廣大之地所何等之証処御立被レ遊五

僧村へ

御付被レ遊候儀哉、此儀熟得不レ仕而者村方一統承服

難ニ相成ニ

一旦為ニ御任ニ奉ニ申上ニ置候、地所之儀ニ者候得共余  
リ片落成被ニ

仰出ニ候御趣ヲ以、何分承服不レ仕於ニ役人共ニも迷惑  
之余り委細

先達而も御歎願奉ニ申上ニ候所段々役人共江

御理解之上於ニ村方ニ小前之者共江篤ト理解ニおよび  
承服

為レ仕候様被ニ 仰渡ニ奉レ畏村方ニ而段々不ニ一通ニ每  
々理解仕候得共、

何分一統承服不レ仕依而当月六日其段御答奉申上候  
処、猶

理解ニおよび候様被ニ 仰出ニ承服不仕候而ハ無ニ摺  
敷敷場ニも

被レ為レ及候御趣 御利解被ニ 仰出ニ於ニ役人共ニ者御  
尤ニ奉レ存掃村

仕候所、其内庄屋横目病氣ニ取逢而役人右之次第ニ  
而ハ村方

惣寄仕候共行届兼候故、暫之内御猶子奉ニ願上ニ候処  
御聴濟被ニ下置ニ其内而役人共快方ニ付村方惣寄り仕

段々被ニ

仰出ニ之趣意ヲ以不一通理解仕候得共、前段御年貢  
地之

御請

得共右之次第ニ而村中一統承服不レ仕儀ヲ役人共斗

仕居候而も村中得心不レ仕而者何之所詮も無ニ御座ニ

奉ニ指上ニ

置年ニ不行届ニも御趣意通り之理解者不ニ一通リ仕候  
儀ニ御座候

御請

仕居候而も村中得心不レ仕而者何之所詮も無ニ御座ニ

迷惑至極

罷在候ニ付、此段乍、恐以ニ書付ニ御答奉申上候何卒  
此上

御懽懽之御賢考被ニ成下置候様奉ニ願上候此度乍、  
恐

以ニ書付ニ御答奉ニ申上候以上

(二八五七)  
安政四年

保月村

巳六月廿二日

庄屋 伝左衛門 印

横目 浅右衛門 印

組頭 源右衛門 印

惣代 所 平 印

御奉行様

御代官所様

(2) ハツ尾山一帯の監理

城貝家の文書は幕末ごろからのものが多いが藤瀬村  
はハツ尾山(御山)関係のものから、山中五ヶ村の惣  
代の役を勤めていたためその関係文書などがあり、そ  
の中から主なものを紹介し、併せて上池家文書も掲出  
したい。

七一六 乍、恐以ニ書付ニ御届奉ニ申上候

犬上郡藤瀬村

一字女坂橋詰

一同高橋

右之場所へ例年籠竹百八拾三本頂戴候間、何卒御懽懽  
を以当秋も御普請仕度奉ニ願上候、

右願之通被ニ仰付ニ被ニ下置候へ、難有仕合奉存候、  
以上、

(二八四二)  
天保十三年寅八月十六日

藤瀬村

庄屋 弁 次

横目 次右衛門

御代官所様

七 七 乍、恐以ニ書付ニ御答奉ニ申上候

犬上郡

藤瀬村

河相村

一ノ瀬村

仏ヶ後村

樋田村

萱原村

大杉村

右者、木挽木品并炭割木・柴直下之儀ニ付、七ヶ村役  
人共被ニ為ニ召出御尋被ニ仰出ニ奉、畏、左ニ御答奉ニ申

上候、

一四分板卷坪ニ付是迄

直段より式割引

一五分板同

一六分板同

一七分板同

一八分板同

一式間割物百本ニ付同

一大垂木百本ニ付同

上六匁

中三匁六分

下三匁三分

上五匁

中四匁

下三匁五分

上四匁五分

中四匁

下三匁五分

上六匁

中五匁五分

下四匁六分

上八匁八分

中八匁

下七匁

上百貳拾匁

中七拾五匁

下六拾五匁

八拾匁

一中同 同 六拾五匁  
一下同 同 五拾貳匁  
一杉四寸角柱上老木ニ

付長貳間ニ付 五匁

一同中 三匁七分

一同下 貳匁八分

一杉皮一坪ニ付上 貳匁

一同中 壹匁四分

一同下 九分

一割木老匁ニ付五匁目之匁 六匁目売可申候、

一炭拾五匁目ニ付九匁

四分之匁 七匁五分売ニ可仕候、

一柴壹匁ニ付六匁目之匁 七匁目売可仕候、

右七ヶ村打寄、此度被仰出候御趣意を以段々相談仕、

件之通精々直下仕申候、右御尋ニ而乍恐以書付御

答奉申上候、以上、

〔八四二〕  
天保十三寅年九月十三日

七ヶ村庄屋 日  
横  
本挽惣代 川相村次三郎  
御奉行様

七十八 八ッ尾御山廻り

藤瀬村 辰野忠左衛門

藤瀬村 慶応二寅年〔八六〇〕  
辰野泰介  
二月八日被仰付

〔八四九〕 川合村  
嘉永二年 木下喜右衛門  
三月廿三日被仰付

〔八五〇〕 仏後村  
嘉永三年 藤川太右衛門  
正月六日被仰付

右御役料畑

守野御林廻り

〔八六四〕 守野村  
元治元年十二月 堀川惣右衛門  
被仰付

〔八六四〕 敏満寺村  
元治元年十二月 新海太郎兵衛  
十二月被仰付

右御役料畑五畝宛并並御切米貳表ツ、

但壹表ニ付貳拾三匁ツ、銀渡し

七十九 守野御林廻り御役料林

字北浦同日尻貳ヶ所

一六畝拾五歩宛 御役料林

〔八七〇〕 外ニ貳表宛御給米

〔八七〇〕 壹表ニ付貳拾三匁立銀渡し

〔八七〇〕 明治三年 守野村

六月十三日

〔八六二〕 民政所江御林渡しニ付、 敏満寺村

御林廻りも同所へ渡候事、 〔新海太郎兵衛〕

八ッ尾御山御役料

藤瀬村三百九石式斗五升式合之内

一九石式斗五升 御伝馬除

〔八六二〕 但し往古方

〔八六二〕 文久二戌年十一月廿四日

一足役・門役御免

文化八年（一八一）の文書は、単に個人的なものであるが、八ッ尾山が御山としての存在を明確にしている点で注目される。

文政五年（一八二）のものは、犬上郡一ノ井懸りの親郷三ヶ村、同郡二ノ井郷惣代および同郡上三ヶ村惣代から、同郡山中五ヶ村の役人中へ提出されたもので、持山・参会山の境論に関するもので、その間置原村の木の買い請け問題が発生し、その処置などをめぐ

り、基本的な問題を再確認しようとしたものであり、犬上川各郷の固い決意を表明されたものである。犬上郡山中の管理・運営について、古くから慎重に取り扱われてきたことを、改めて見直すのである。

次に天保一三年（一八四二）であるが、文面どおり、女坂橋詰と高橋について、藤瀬村がその管理に当たっているが、その材料は例年どおり村へ援助願いたいと訴えているものである。

今一つのもは、木挽き代やその他の値段を七ヶ村が相寄って決めたものを奉行所へ報告したもので、当時の木製品の実態を知るうえで貴重なものである。七ヶ村とは藤瀬村・川相村・一ノ瀬村・仏ヶ後村・樋田村・萱原村・大杉村である。

次に、嘉永二年（一八四九）から慶応二年（一八六六）の間の八ッ尾御山廻り役人の異動と守野御林廻りのうち元治元年（一八六四）の役人名を掲げたものである。

文久二年（一八六二）と明治三年（一八七〇）のもは、八ッ尾御山の役料と守野村の御林廻りの役料林について書き留めたものである。

七一〇 覚

大上郡

南畑

六ヶ村

高七百九拾六石六升八合

一貳百四拾六石七斗八升貳合

御物皮三ツ巻分

内 拾四石五斗老升三合

大豆

高貳拾三石貳斗四合

外

藤瀬村江入

一九石七斗四升六合 先年より如、此六ヶ村

一三斗六升

御跡跡開老反貳畝歩

慶安元子より如、此萱原村

一貳拾石九斗三升六合

右指口米

内 老石老斗八升貳合

大豆

合貳百七拾七石八斗貳升四合

京升数也

内百九石九斗三升六合

畑 方

一老貫八拾匁

丁銀

長木五千四百東十二月分、  
老ヶ月四百五拾東ツ、  
銀老匁五東ツ、

一五拾匁

丁銀

川年貢六ヶ村  
外大杉村より不出

一七百拾五匁三分

丁銀

短木老万千四百四拾四東四分  
十二月分、老ヶ月九百五拾  
三東七分ツ、  
銀老匁ニ拾六東ツ、

一拾老石三斗貳合

五百石御中間米

一老石四斗五升九合

百人組郷中間米

一三拾四石八升

御情貸元利

一貳拾九石六斗

卅七拾老表

六升九合

元六拾老表三斗貳升四合  
南畑北畑惣代川相村佐目村

一貳拾四石

寅夏右同断

元五拾表

山中惣代川相村佐目村

ノ百石五斗老升

右之当寅之御物成右相談之上如、此相極候条、来ル霜  
月廿日以前急度皆済可仕者也、

慶応二寅年十月

岡 丹

高吉五

大鳥彦右

右之村

庄 屋

横 目

惣百姓中

以上が威貝家文書であるが、ついでに、慶応二年（一八六六）、奉行所岡島丹藏・高野吉五郎・大鳥居彦右衛門から、犬上郡南畑六ヶ村の庄屋・横目・惣百姓中に対して出された年貢下け書で、南畑六ヶ村一括となつているところに特長がある。この中で、長木代と



短木代の規定されていることが目を引くが、芹川筋では見られないものである。

(3) 頼朝の寄進状

『多賀町史』中世の部、「鎌倉・室町時代と多賀」の項に長福寺（現、富之尾の瑞光寺）へ送ったと伝えられる源頼朝の寺領寄進の御教書が記されている。

この寄進状は写真で紹介されているので、その解説文をここに掲載して参考に供する。

七―一 富尾長福寺本尊領地之事

田島並中山等者 坊在之

右奉寄進意趣者 一字御堂建立而、本尊

地藏薩埵安昌而、奉祈天長地久御願圓滿

安穩豊楽所奉志也、盡未來之際更領而

不可成其侵、仍寄進之状執達如件

〔一九四〕  
建久五年甲寅八月十五日

梶原平三 景時（花押）

北條四郎 将（花押）

(4) 検地帳の写し

「寅の検地」として知られる慶長七年（一六〇二）の検地帳は本町の二三ヶ村に残っているが、こうした検地帳は毎年使用しているうちにいたみも出てきて不明になる場合も予想される。

こうした問題はどのように解決されてきたのか、この辺の事情をよく伝えるものが久徳村にあるのでこれを紹介したい。

その解決の手段とは何か。それは「写し」を取って後世に伝えることである。

「写し」が誤った場合は取り返しのつかないことになるので、「写し」の事務は慎重に行われたのである。

八月十九日

外松金兵衛  
福林角右衛門

「写し」は奉行所の代官など責任ある者の検印を受けて完成するとか、その他「写し」を再点検することによってその完全を保ったと考えられる。

久徳村の場合は、九三年後の元禄八年（一六九五）

に「写し」が行われ、次いで、七〇年後の明和元年

（一七六四）に「写し」があり、新帳は古帳と読み合わ

せたところ間違いがなかったと奉行所の検印がある。

次回の「写し」は一八年後の天明元年（一七八一）

であった。この期間は前三回に比べていかにも短い。

この「水帳」はよほど頻度の高い使用があったのであろう。

（中略）

上田三拾八町六反

六畝 八歩

五百七拾九石

九斗四升

中田 五町九反

貳畝拾七歩

七拾老石老斗

八合

下田 老町八反

七畝廿三歩

拾八石七斗

九升三合

当作

下田 三反

八畝 老歩

三石八斗

三合

田以上四拾六町八反

四畝拾九歩

六百七拾三石六斗

四升四合

上畑 六反

五畝廿六歩

六石五斗

八升六合

中畑

五畝 貳歩

四斗

五合

七―二 慶長七年寅水帳

（表紙）

「慶長七年

江州犬上郡久徳村水帳

寅

加藤喜左衛門内

下畑

三反  
貳畝拾六歩杓石九斗  
五升貳合

当不作

下畑

貳反  
貳拾八歩杓石貳斗  
五升六合

屋敷合

貳町三反  
七畝拾九歩貳拾三石七斗  
六升三合

畑屋敷合

三町六反  
貳畝 杓歩三拾三石九斗  
六升貳合

田畑屋敷都合五拾町四反六畝貳拾歩

分米七百七石六斗

上田老反ニ杓石五斗代

上畑屋敷反ニ杓石代

中田老反ニ杓石貳斗代

中畑 反ニ八斗代

下田老反ニ杓石代

下畑 反ニ六斗代

慶長七歳

寅之八月十九日

加藤喜左衛門内

御検地奉行

福林角右衛門

外松金兵衛

墨付五拾七枚

〔写しの経過〕

① 〔六九五〕  
元禄八年亥八月十日写之

② 大上郡久徳村水帳古ク相成今度新帳ヲ

以御検見相願申ニ付古帳読合候畑田畑

屋敷町反畝歩相違依無之此新帳ヲ以当

秋令御検見者也

〔七六四〕  
明和元甲申年九月

荒木門之丞判

〔七六四〕  
天明元年辛丑十二月十七日写之

大久保源五左衛門判

③ 〔七八二〕

(5) 將軍の本卦返り

江戸時代、將軍が本卦返りを迎えると、お祝があるが、この還暦を迎えた將軍は、家康・綱吉・吉宗・家齊・家慶・慶喜の六人を数える。

こうした時は、多賀大社でも御祈禱が行われる。そ

の記録は二、三しかないが、ここには、第一二代將軍徳川家慶のものがあるので紹介する。

この祈禱には彦根藩から代拝がある。地元多賀村にとってはその準備に追われる。挙村態勢と見られるほど、村負担の大きいものである。多賀共有文書にその記録がある。保管されていたのは、桜の馬場にある地藏堂で、あと桜町会館に保管されていた。

家慶は天保八年(一八三七)九月二日から嘉永六年(一八五三)六月二日まで將軍職にあり、多賀大社の祈禱は、その年の正月九日から一日の三日間、同所別当所で行われた。

名代は増田慶次郎で、中筋奉行は安中半右衛門であった。

彦根藩から八〇人以上の同行であり、この宿舎八つを数える。この宿へ人足をつけ、買い物準備がある。迎え人足や送り人足の手配、夜具代、宿札、馬屋札などの支出など子細に記録されている。

もちろん、藩からも宿泊について、米札が決められ

ており村へ還元されるが、ともかく、多賀大社の祈禱には大社自身の出費もあるはずで、多賀村の苦勞を文面から察してほしい。

七—三

〔表紙〕  
嘉永六年(一八五三)

公方様御本家御祈禱帳

丑 正月十一日 庄屋兵右衛門

御用人

御代拝

一増田啓次郎様

御召連人廿六人

一下宿

同拾貳人

御宿  
源 介扇屋  
喜兵衛

一御取次  
青木平右衛門様  
御召連人拾老入  
御筋方

一安中平右衛門様  
御召連人七人

御火消  
一御組衆  
八人

御火消  
一御組衆  
八人

御筋方  
一御組衆  
八人

一下宿  
御火消

一御役夫

泉屋  
吉兵衛

彦三郎

利平

桔梗屋  
佐吉

向山  
良仙

五平

四人

人足割

一彦三郎行

一利平行

一佐吉行

一吉兵衛行

一喜平行

一源助行

惣次郎

与七助

左七助

佐七助

庄藏

五平

半平

長五郎

四郎助

林右衛門

小八

藤助

清次

数平

かよ

一青物入宅所

人足

こり

兵九郎

善左衛門

太平次

甚藏

孫介

利平次

数平

助三郎

會平

九郎八

九郎助

茂右衛門

善七

伝次

甚右衛門

源三郎

一三斗老升老合 酒代

代四拾六匁六分五厘

一七斗老升老合 米代

一老斗七升 配之分

三拾人

八斗八升老合

代七拾九匁二分九厘

一五匁老分 菜代

一六匁老分

一老匁 阿代

太平

八郎兵衛

徳右衛門

小左衛門

源四郎

森□□

林□□

御筋方  
一向人足  
十日昼から文四郎

善七

伝次

久藏

清八

一送り人足

十一日昼から新助

供勝  
人介

小遣

一 貳匁老分五厘  
一 六匁九分六厘

五平

一 老匁三分四厘  
一 貳百八拾老匁

紙代

一 拾老匁

九や  
惣八

老分六厘  
宿礼

彦三郎

一 四匁

伝七

一 同貳朱

兵右衛門

一 四拾貳匁九分

兵九郎

一 銀老匁

左吉

一 拾五匁貳分

彦次私

一 米札五匁

源介

菓子 青物 いろいろ

一 九匁老分

兵九郎

一 銀老匁

利平

夜具代私

一 五拾老ケ貳分私

吉平

一 三匁

五平

一 四拾九匁六分

筋方附

一 五匁

喜平

一 五匁

人足私

山かキ

一 十八文

林右衛門

久心附

賄代

一 四拾四匁九分  
合三百廿六匁六分四厘

小遣

一 貳匁老分五厘  
一 六匁九分六厘

五平

一 老匁三分四厘  
一 貳百八拾老匁

紙代

一 拾老匁

九や  
惣八

老分六厘  
宿礼

彦三郎

一 四匁

伝七

一 同貳朱

兵右衛門

一 四拾貳匁九分

兵九郎

一 銀老匁

左吉

一 拾五匁貳分

彦次私

一 米札五匁

源介

菓子 青物 いろいろ

一 九匁老分

兵九郎

一 銀老匁

利平

夜具代私

一 五拾老ケ貳分私

吉平

一 三匁

五平

一 四拾九匁六分

筋方附

一 五匁

喜平

一 五匁

人足私

山かキ

一 十八文

林右衛門

久心附

賄代

一 四拾四匁九分  
合三百廿六匁六分四厘

内頂戴物 拾老匁八分五厘

一 三百拾四匁貳分老厘

又老匁柳介へ

馬屋礼

遣ス

一

三百拾五匁貳分老厘

又老匁六分 いつみ屋

付落私

一 棒たら五百目

兵九郎より

一 酒老斗五升

林右衛門より

一 同五升

香 伯より

一 焼豆腐

老箱

一 油上

七十

八郎平

一 水菜

一 山いも

一 牛房 三ノ目

一 棒たら 七十人前

一 数のこ 八掛 老斗

一 ぶり

彦根買物

一 貳匁

茶

一 貳匁

くわい

一 貳匁

刻三婦

一 棒たら 老本

兵九郎

一 酒三升 百五拾匁

一 一酒三升

香 伯より

いつみや行

一 一そうり

十三足

一 一わらし

七足

一 十一日朝

一 一と婦 老箱

八郎平

一 十一日

一酒貳升  
一と婦八丁

香 伯より

(6) 甚兵衛の免割

ここに紹介するのは、敏満寺山口醸家の文書である。子および巳の免割目録で、その年号は嘉永五年(一八五二)と巳の年号はないが、文面を検討してみても、安政四年(一八五七)と判明した。

ここに取り上げた理由は、他の村々とも共通する面はいろいろあることと思われるが、江戸時代における役人給や年貢、その他、村として支出される経費の内容など子細に記録されているからである。

「子之免割目録帳」は大塚与一左衛門のものであるが、巳についても同様である。

大塚与一左衛門はどういう人物であるか、おそれなく、敏満寺村か守野村に給所をもっていた彦根藩士ではないか。

大塚の石高は四五石五斗五升貳合三勺でありこの中から種々の支出があるわけで、その免割を一任されていたのが甚兵衛である。

甚兵衛・文三郎・清助・清八・吉左衛門・善次郎・与惣右衛門・伊三次・伊三右衛門・善助・善兵衛・小兵衛・利平次・弥八・甚七・茂右衛門・観音講田・正寛寺関係・半兵衛・治右衛門・清次郎・九左衛門・武右衛門・弥惣七・佐平次の所有する田畑等が、大塚の給所であった。その所有高に応じて、物成や茶物成、彦根納め、人足米その他事細かに割り出されていて、当時の世相をよく見ることができるといえる。

七―四 大塚与一左衛門子之免割目録帳

(表紙)

〔一八五二〕 嘉永五年 大塚与一左衛門

子之免割目録帳

十二月 日 割頭

「甚兵衛」

八〇九打

高四拾五石五斗五升貳合三勺

本米打□ 七ッ壹分

内米打□ 八分一厘

□□打□ 七ッ九分一厘

組ニ而八ッ九厘ニ打

御売米相場

三拾六匁三分 夫米

三拾六匁 松原

打米相場三拾壹匁六分

子之免割目録

高

四拾五石五斗五升貳合三勺

一三拾貳石貳斗五升八分

三拾貳石三斗四升貳合貳勺

上り米

組ニ有

三石六斗八升九合八勺

三斗六升

四升

貳升

壹升

壹升五合

三升

壹斗壹升

貳升

〇貳升

五分

貳匁四分四厘

貳匁八分

八匁九分七厘

貳匁 隠居様死去

銀ノ拾五匁九分七厘

此米貳斗貳合貳勺

打米

割頭給

年始年暮

夏見舞

小野松植

紙筆料

算者夕飯

同夕飯

煤払竹

作り初穂

夫米間違

蔵敷

米見役ちん

蔵出し人足米

香儀

ノ八斗七合式勺  
合參拾六石八斗三升九合式勺  
八〇九二打 壺升式合六勺有  
外ニ

三拾五匁五分七厘 大川場入用

七七

四拾五石六斗七升八合ニ割付ル也

巳之免割目録(安政四年上刊定)

高

四拾五石五斗五升式合三勺

一三拾式石式斗五升八合 上り米

三拾式石三斗四升式合式勺 組ニ有

三石五升式合 打米

三斗六升 割頭給

四升 年始年暮

式升 夏見舞

壺升 小野松植

壺升五合 紙筆料

式升五合 算者夕飯

五升 同夕飯料

式升 煤払竹

〇式升 作り初穂

五分 夫米間違

八匁九分五厘 藏出し人足米

式匁五分五厘 藏敷

銀ノ拾壺匁九分七厘

此米壺斗壺升九合七勺

五斗四升 組引かへ

合六斗五升九合七勺 同断

ノ三拾六石五升式合九勺

七九一五ニ打 七夕過

外ニ

三拾五匁五分七厘 大川場入用

七七

四拾五石六斗七升八合ニ割付ル也

甚 兵 衛

高

九石四升五合壺勺

一七石壺斗五升九合四勺 物成

茶高

壺斗六升五合三勺

一壺斗式升八合五勺 茶物成

三升 屋なミ

式升六合 砂里

ノ七石三斗四升三合九勺

内 四升三合 荒引

四升 荒引

壺斗三升 同断

壺斗式升八合六勺 同断

壺斗四升八合式勺

九升 川行

八升 高人足米

四石 小引かへ

八斗 正米納

ノ五石四斗五升九合八勺 夫米納

引ノ壺石八斗八升四合壺勺

不足

式表 手形納

式斗五升八合 買入

六斗五升九合七勺 組引かへ

同

ノ壺斗六升六合四勺ふ

文 三 郎

高

式斗式升五合五勺

一 卷斗七升八合五勺  
貳升

物成  
屋なミ

引ノ卷斗九升八合五勺  
内

引ノ拾四匁八分五厘  
高 清 助

六月十九日

卷升

彦根行

老石貳斗卷升卷合八勺

一九斗五升九合貳勺

物成

同廿六日

卷升五合

内川掘

茶高

三升

同廿七日

卷升五合

同断

一 貳升三合三勺

六升

茶物成

六月五日

卷升

樋口明ヶ

三升七合

引ノ老石七升九合五勺

寺畑

引ノ卷斗四升八合五勺

七合八勺欠足し

内四月二日

五合

多賀行

合卷斗五升五合九勺

代拾五匁三分七厘

内五分貳厘

夕飯代引

五月十二日

卷升

樋口明ヶ

四升五合

御願在

四升五合

高人足米

高

吉左衛門

八斗

彦根納

八石卷斗卷升八勺

引ノ卷斗九升四合五勺

九合七勺欠足し

一六石四斗卷升九合八勺

物成

合貳斗四勺

茶高

卷升五合七勺

代貳拾卷匁四分四厘

内五分貳厘

一 卷升貳合貳勺

茶物成

引ノ貳拾匁九合貳厘

内

引ノ六石四斗九升卷合九勺

屋なミ

清 八

六石

彦根納

一 貳升四合六勺

鳥ヶ下

卷合三勺欠足し

閏廿五日

合 貳升五合九勺

卷升

大川井行

代貳匁七分貳厘

七月朔日

相濟

卷升

大水用

高 善 助

式石九斗式升九合六勺

一式石三斗壹升八合八勺

六升

三升七合

式石四斗壹升四合八勺

内式石四斗

引ノ壹升四合八勺

七勺欠足し

合壹升五合五勺

代壹匁六分三厘

内五分式厘夕飯代引

引ノ壹匁壹分壹厘

相濟

物成

屋なミ

寺畑

彦根納

高 善 兵 衛

五升壹合五勺

一四升壹合

四升

八升壹合

四合壹勺欠

合八升五合壹勺

代八匁九分四厘

内五分式厘夕飯代引

引ノ八匁四分式厘相濟

小 兵 衛

四石八斗五升五合

一三石八斗四升式合七勺

物成

屋なミ

高

四石

引ノ壹斗五升七合三勺過

大 尼 子

利 平 次

高

式斗七升七合三勺

一式斗壹升九合五勺

ノ

内壹斗五升七合三勺入

引ノ六升式合式勺

三合壹勺欠足し

合六升五合三勺

代六匁八分六厘

相濟

御蔵行

物成

高

弥 八

壹石三斗式升六合

一壹石四升九合壹勺

ノ

内式表

引ノ式斗四升九合壹勺

此欠足壹升式合五勺

代式拾七匁四分七厘

ノ

式斗六升四合

一式斗九合

高

式斗六升四合

一式斗九合

此欠足壹升五勺

式斗壹升九合五勺

彦根納

物成

相濟

物成



代式拾三匁五厘受取

茂右衛門

高

老石老斗七升

一斗式升六合老勺

引

内八斗

引ノ老斗式升六合老勺

尚老升

引ノ老斗老升六合老勺

欠足五合八勺

合老斗式升老勺九勺

代拾式匁八分受取

観音講田

高

九斗八升八合

一七斗八升四合

引ノ内八斗

引ノ老升六合過

八勺欠足し

合老升六合八勺

代老匁七分七厘

御藏 物成

正覚寺

高

老斗式升九合九勺

一老斗式合八勺

此欠足五合式勺

引ノ老斗八合

代拾老匁三分四厘

相濟

物成

元正覚寺物

勘次郎

高

三石式升八合九勺

一武石三斗九升七合四勺

引

内武石四斗

引ノ武合六勺過

欠足老勺

合武合七勺

代武分八厘渡ス

元正覚寺物

四郎右衛門

高

老石老斗三升九合六勺

一九斗式合

引ノ老斗式合  
此欠足五合老勺  
合老斗七合老勺

代拾匁八分式厘取

彦根納

八斗

半兵衛

高

武石式斗四升四合

一老石七斗七升六合老勺

引

内四表

引ノ老斗七升六合老勺

八合八勺欠足し

合老斗八升四合九勺

代拾九匁四分式厘

彦根納

物成

治右衛門

茶高

五升三合

一四升老合式勺

三升七合

ノ七升八合式勺

茶物成

寺畑

五升七合式勺過

欠尾式合九勺

合六升老勺

代六匁三分老厘

九左衛門

高

五斗四合

一三斗九升八合九勺

ノ内四斗

引ノ老合老勺過

代老分式厘渡ス相濟

物成

彦根納

清次郎

高

老石式斗六升五合

一老石五合八勺

茶高

七升五合七勺

一五升八合八勺

□ノ老石老斗四升式合八勺

内老石式斗

引ノ

物成

茶物成

彦根納

彦根納

武右衛門

高

式石九升九合三勺

一老石六斗六升老合六勺

物成

茶高

八升三合四勺

一六升四合九勺

ノ老石七斗式升六合五勺

内老石六斗

引ノ老斗式升六合五勺

六合五勺欠足し

合老斗三升三合

代拾三匁九分六厘

入濟

弥惣七

高

四升式合五勺

一三升三合六勺

老合七勺欠足し

合三升五合三勺

物成

米文書

代三匁七分老厘

相濟

佐平次

高

四斗老六勺

一三斗式升五合

ノ三升七合

内四斗

引ノ七升五合過

三合八勺欠足し

合七升八合八勺

代八匁式分七厘

渡ス

物成

寺物付落

彦根納

## 第二部 在来文書

### 1 行政組織

#### (1) 庄屋渡り帳目録(川相共有文書)

庄屋は江戸時代、村方三役の長として、村の行政の責任者で、関東以北では名主と呼ばれた。庄屋に就任する者は本百姓であったが、選任は村の成り立ち、社会情勢の変化で異なってきた。庄屋を出す家が固定して代々その職につくもの、年番庄屋と呼ばれる数軒の特定の家から毎年交替で庄屋を出すもの、総百姓の入札(投票)によって、選出するものなどがあった。一

村一人が通例であるが、多賀村のように四人の庄屋がいるという特例もあった。

自宅を役所として、村政関係の書類を保管し、五人組制度・寺請制度を通じて村民生活の統制を行った。

庄屋はこうした支配組織の末端であるとともに、総百姓を代表する性格をもっていた。

庄屋の職能は年貢納入の責任を負うほか、領主よりの命令の伝達・公文書の作成・村落秩序の維持に当たるとともに、領主への訴願、山論・水論など他村との交渉に当たり、総百姓の先頭に立って苦勞することも多かった。ときには個々の百姓が作成する各種の証文の奥書(証明)もするという村人の生活にもかかわる

責任者であった。

本文書は庄屋が交替に際して次の庄屋へ引き継ぐ帳簿類の目録である。これをみると庄屋の仕事の内容をほぼ知ることができる。

このほかにもその年限りで廃棄処分にするものもあったが、当目録は庄屋が代々引き継ぐ重要書類であった。

書類のうち、貢租関係は物成り五冊・竹年貢四冊・畑年貢二冊・その他五冊ともっとも多い。他に普請関係三冊・貸借関係二・竹検地帳・宗門改帳・会計簿・その他一冊となっている。

これらの帳簿類は一般に帳置筒たてかきに納められ引き継ぎには庄屋の家に運ばれた。現在も区長の引き継ぎは書類の種類や量は異なるが、同様のことが行われているようである。

#### 庄屋渡り帳目録

林蔵より送り面

一 御水帳	老冊
一 竹名前寄帳	式冊
一 竹方検地帳	老冊
一 五人組畝歩付富之尾帳	老冊
一 御拝借帳	老冊
一 滝ヶ原溜水帳	老冊
一 川かけ帳間尺付	老冊
一 新溝年貢帳并瀧ヶ原井立入用帳	老冊
一 川除四寸竹割帳	老冊
一 竹切元帳	老冊
一 古帳封付	老封
一 証文類	老メ
一 はさ場年貢帳	老冊
一 川畑年貢帳	老冊

- 一 戴年貢帳 老冊
  - 一 御物成免割帳 老冊
  - 一 五組免割帳 老冊
  - 一 七月下旬勘定帳 老冊
  - 一 八月諸入用帳 老冊
  - 一 竹御年貢帳 老冊
  - 一 御改下帳 老冊
  - 一 御入木銀帳 老冊
  - 一 御伝馬銀帳 老冊
  - 一 七月大豆割帳 老冊
  - 一 田方下勘定帳 老冊
- 右之通り相改林蔵より  
喜右衛門江相送候  
文化十二年亥九月九日  
立会相渡ス

(2) 絹衣料のとかめ

彦根藩は農民統制の定として、寛永十一年(一六三  
四)、その第一条に以下のように定めた。

小者中間下下迄、布木綿紙衣の外、絹けの物帯き  
んちやく下帯小袖羽織のえり袖へり何によらず公儀  
御法の如く、一切身ニ付ましき事

これは下男・奉公人・一般庶民は木綿や紙製の質素な  
衣服以外の絹物の帯やきんちやく(小袋)下帯・小  
袖・羽織のえり、袖へりなどすべて公儀禁令のものは  
身に付けてはならないと定めている。この文書は禁制  
を破ったとしてとがめられ、その状況と刑に服するこ  
とを申しのべた文書でそれは次のようである。

1 指上申証文之事(絹衣料答一 敏満寺共有文書)

指上申証文之事

右私娘ろくと申もの当月朔日於多賀御制服之

御奉行様

敏満寺村の源六と娘ろくと申す者は、八月一日多  
賀参詣のとき、かねてご制禁の絹帯をしめていたた  
め、六日評定所へ召し出され、仔細取調べのうえ、  
「前々からきつく禁じられているご法度にそむいた  
ことは大へん不届である」と右の帯を取り上げて、  
源六と娘ろくは村方へお預けを仰せつけられました  
た。今後は両人は勿論村中末々まで申し渡して不届  
のないよう慎ませます

と申し述べている。

次の文書は庄屋清右衛門と横目庄太夫が、村の源六  
と娘ろくの刑について情状酌量の歎願書を出してい  
る。

2 乍恐書付ヲ以御願申上候

(絹衣料答二 敏満寺共有文書)

乍恐書付ヲ以御願申上候

品着仕候ニ付、当六日御評定所へ被召出、兼而  
御法度御趣相背不届至極ニ被思召上、私並娘ろ  
く村方へ御預ケ被遊、猶又着用之品御取上ケ村  
役人江御預ケ被遊、乍恐当人者不及申上、御尤至  
極村役人共不調法之任合奉恐入誤候、然ル処  
此度之儀ハ御憐愍を以兩人共今日被召出、村  
御預ケ御赦免被下置、難有仕合ニ奉存候、向後  
之儀被仰付之通、兩人義ハ不及申上、村中末  
々迄村役人共、申渡シ、寛末不届之仕形無御  
座様ニ急度相慎せ可申候、為後日証文指上申  
所仍如件

犬上郡敏万寺村

(七四〇)  
延享三年

寅八月

源六  
源六娘  
ろく

庄ヤ  
清右衛門

横目

庄太夫

## 郡村 源 六

右之者娘当八朔ニ多賀ヘ参詣仕候節、兼日被仰付候御制服之絹帯仕罷在候ニ付、御届ケ被遊、依之、当月六日ニ御評定所ヘ右之者村役人共ニ被召出委細御吟味之上、御法式相背候段、不届至極ニ被思召上、右之帯御取上ケ之上村役人ヘ御預ケ被遊猶又村ヘ親子共御預ケ被為仰付奉畏候急度相慎ケ罷有由候、然所段々指当り取込之時節ニ相成、其日持ニ渡世仕候ものニ御座候ヘハ、殊之外難儀迷惑仕候、未日柄も相立不申、恐多御願ニ奉存候ヘ共、何卒御憐愍を以、御赦免被成下置候ヘ者雖有忝可奉存候、此段宜御取成し御被仰上、被下置候様ニ奉願上候以上

延享三年

村

寅八月

清右衛門

庄太夫

## 御代官

角田弥右衛門殿

本文の前段は娘ろくの禁制違反で評定所へ召し出され、絹の帯を取り上げられ親子共に村預けになり恐縮致しており、必ず慎ませると前文書と同様のことを述べ、後段では、

このようなことですが、段々と農家も取り込みの時節になり、源六の家はその日持の貧しい暮らしなので、ことのほか難儀迷惑をしています。まだお仕置の日も余りたっていないので恐れ多いお願いですが、お慈悲をもってご赦免下さるようお願いいたします。

このような数願書を代官に提出している。生活の質素儉約によって生活改善をはかろうとする藩の施策の趣旨はよく分かるが、娘の違反に親の源六まで処分を受けるといふ厳しい連座制について思いを致さなければならない。

## (3) 出屋敷「尺仏」出願の事

藤瀬区の戸数は現在(平成六年四月)五六戸で、そのうち本郷が二五戸、出屋敷尺仏地区が三二戸である。この尺仏は今から二一八年前の安永五年八月に藤瀬村の六人の農家が村役人に出屋敷を出願し、許可され開設された集落である。その発足につき、二通の文書によってその経緯を述べよう。

## 1 出屋敷願証文(藤瀬共有文書)

出屋敷願証文之事

一 私共是迄村圍之内致住居、御百姓仕来り候、然所、所持之御田畑川越ニ多有之候ニ付猪鹿夜番等ニ殊之外難儀仕候ニ付此度字尺仏所持之畑江出屋敷仕度御願申候、然上ハ村法之義是迄之通り少も無相違努可申候、別面道作り

夜廻り獅子刈村寄合其外万事

何事ニ不寄、村方方被仰渡義少も

無滞、後々末々子孫ニ至迄急度相勤

可申候、猶又私共願之通り出屋敷御免

被仰付被下置候上へ、猶又博奕等之義

急度仕間敷候、此上不届等仕候者

村法之通り、如何様共可被仰渡候、然

上へ御百姓出精仕可申候、万一相背

申義御座候ハ、如何様共可被仰渡候

於其節ニ少も御恨之筋無御座候、猶又

歩行給米之義ハ二ツかけニ持可申極メ也

他之田畑之じやまニ成植木致間敷候

右之極末々奉畏候、御公儀様江宜

敷御願被仰上被下置候様ニ重々奉願候、以上

犬上郡藤瀬村

(七七七)

願人 忠兵衛

安永五年

同 猪兵衛

申八月

この文章は藤瀬村の六人の尺仏地区に田畑を持つ農家が出屋敷を村役人に願ひ出た文書で、その理由について次のように述べている。

私たちは今まで村域内に居住して百姓をしてきましたが、所持している田畑は犬上川を越えた尺仏に多くあります。この田畑は収穫時になると猪や鹿が作物を喰ひ荒らすので、夜番のため非常に難儀しています。

ついでに此度、尺仏所持の地に出屋敷を作りたいのでお願いします。

そのようになるうへは遵守事項として、

村のきまりは少しも違えず守り、とくに道作り、夜まわり、獅子狩り、村寄合その他万事何事によらず、仰せの事は少しも滞らず末々子孫まで勤めさせます。

同 善兵衛  
同 惣 次郎

さらに出屋敷が許可になったときにも、不正なことは一切せず、村法を守り、農業に精を出します。万一村の方針違いのことをしてどのように仰せられてもお恨みは致しません。

また、歩き（連絡員）の給米の二割は負担いたします。なお他の田畑の邪魔になる植木は致しません。右のことを末々まで守っていきたいと思いますので、奉行様へくれぐれもよろしく、お取りつき下さるようお願い致します。

右のような願書が村役人に出された。村役人はこれについての可否を検討し、村人にも意見を聞いても、賛成・反対の意見が両立して容易に決しなかったであろう。村役人に出願してから二年後になってようやく村から奉行へ屋敷地の認可を求めた。それは次の文書である。

2 藤瀬村新出屋敷帳（藤瀬共有文書）

犬上郡藤瀬村新屋敷地之覚

字尺仏之内御水極園名請雨ひら

一 上畑三畝拾歩

持主 宗 次郎

分米式斗六升六合七勺

右同断名請雨千代

一 同式畝拾武歩

同 善 次郎

分米壹斗九升式合

右同断名請常力

一 同三畝拾八歩

同 喜兵衛

分米式斗八升八合

右同断名請四郎右衛門

一 同式畝六歩

同 猪兵衛

分米壹斗七升六合

右同断名請左右衛門

一 同壹畝廿六歩

同 同 人郎

分米壹斗四升九合三勺

右同断名請たま

一 同式畝歩

同 藤三郎

分米壹斗六升

合計壹反五畝拾武歩

右者当村困窮郷ニ御座候処、御高三百九石式斗五升六合之内、字尺仏上畑之内壹反五畝拾武歩之場所荒ニ相成、作□取上ケ不申難義迷惑仕候ニ付右之場所此度新屋敷御願申上候処

御憐愍ヲ以願之通被仰付難有仕合ニ奉存候

然上者御年貢米之義者只今迄之通、年々

無相違上納可仕、尤右場所へ罷出候者共、御年

貢米畝歩ニ応シ割渡シ、御年貢上納仕らせ可申候

猶又新屋敷地、別紙絵圖面之通少茂違乱申分

仕間敷候、為後日印形仕証文指上申所仍如件

犬上郡藤瀬村

（七七八）  
安永七年

庄屋 十右衛門

戊十二月

横目 仲 蔵

組頭 新 蔵

御奉行様

右者此度新出屋敷地江地替之儀被相願

御免ニ付則御奉行所江所指上申候新出屋敷地  
帳面写相渡置もの也

安永七年戊十二月

近藤与次右衛門卿

犬上郡藤瀬村

庄屋横目中

犬上郡藤瀬村新屋敷地之覚として村の三役人が奉行  
宛安永七年（一七七八）に送った文書である。それには  
まず出屋敷希望の六人の屋敷を設ける尺仏の所在地  
と地目・畝歩と分米（年貢）・地主名が書かれ、次の  
ように記されている。

尺仏の上畑のうち一反五畝一二歩の地が荒れてい  
ましたので、新屋敷の設置をお願い申し上げた処許  
可されまして有難く仕合せに思っています。敷地の  
年貢も田畑の年貢も今までのとおりに間違ひなく上納  
致します。また新屋敷地の地図も別紙のとおり間違  
ひありません。後日の為、証文を差し上げます。  
この文書に対して代官より「此度新屋敷地へ土地替

えが御免になったので提出した新屋敷地帳面の写しを  
渡し置くものである」と記している。

以上二つの文書を通して考えられることは、藩政時  
代は同一村内でも出屋敷として集団による屋敷地替え  
がいに困難であったかということである。まして他  
村や他領へ移ることは不可能に近かった。

現在尺仏地区のここ一五、六年の戸数の増加は著し  
いものがある。この増加は村の分家などによるのでは  
なく、この地より奥にある字からの移住者が多いとい  
う。

昔は耕作地や作業地のある田畑や山地に人が住み集  
落を作ったが、今日は道路の整備と自動車の普及によ  
り、生業の地を離れても環境が適すれば居住者が増加  
するのである。

ここ尺仏は大滝地区の幹線が走り、交通に恵まれ、  
故里の地にもほど近く南面した台地上にあるので増加  
したのではないか。なお、他地域の人も容易に受け入

れられる時代になったこともその理由である。

往時の出屋敷出願の苦勞を思うとともに、現在の人  
口増加の姿をここに見るのである。

## 2 通達と触書

彦根藩では政治の施策を条目や掟おきてに作り、覚や達  
し、触れ書きによってこれを知らせて守り実践させる  
ようにした。

覚は年貢割付状（下ヶ札）の頭書に使われているよ  
うに、従来の法令を改めて使うときに用いられたとさ  
れている。達しや触れは法令を公布する意味をもつも  
ので、達しは関係の方面だけに通知し、触れは一般的  
であり、それは文書によるものと口頭でも行われた。

### (1) 通達書

（参会山注意と請書 城貝龍夫家文書）

御達書

南七ヶ村山中村々

小前惣代

并役人共へ

右者参会山ニ而田肥ニ

草刈取候処、近来狼ニ

持山へ立入、立木芽

立木ヲ伐取候ゆへ

自然ト立木生立

悪敷御城下へ炭

薪等出方減候哉ニ

相聞、以之外之事ニ

候間、以来持山等へ

立入取候者有之

候ハ、見付次第可

訴出候、其節ハ嚴

重ニ可申付候、急度

立入不申様村々

役人共末々迄不洩

様申渡可申事

〇八四七  
弘化四年

未三月廿一日

御奉行様

忠左衛門御

忠右衛門御

小右衛門御

藤右衛門御

徳左衛門御

久左衛門御

喜平 治御

仁 平御

伊左衛門御

十左衛門御

善兵衛御

情 治御

伊三郎御

兵 治御

弥右衛門御

庄 八御

宗左衛門御

元左衛門御

嘉右衛門御

小 平御

情右衛門御

貞 平御

清左衛門御

増 治郎御

太右衛門御

真 七御

真 治御

作 治御

其右衛門御

孫左衛門御

利 平御

久五郎御

喜 助御

得 治御

武 平御

庄屋 平右衛門御

横目 治右衛門御

この文書は参会山について、奉行から南畑七ヶ村の村々への通知に対して、藤瀬村庄屋はじめ村民がその趣旨に賛同するとして、奉行にあてた請書である。達し書と請書が一つになった形式になっているが、これを要約すると次のようになる。

村の者が参会山で田の肥料の草刈りに入るとき、近ごろ個人の持ち山に入って、木の芽や立木を伐り取るので、木の成長も悪く城下への薪炭も減少して、いるとのこと、もってのほかのことである。以後、持ち山へ入るのを見かけ次第に訴え出ること。そのときには嚴重な処分を受けるので、絶対立ち入らぬ



よう役人は末々の者にも言い渡すこと。  
右のような申し渡しを受けて、これを承諾する形で、庄屋以下三七人の村民が署名捺印している文書である。

(2) 御触書

(通知の組織と時刻 城貝龍夫家文書)

里根村

御代官所

藤瀬村

一御用米御蔵方江

正米納、明十日限ニ有之

間、最早正米持參

致問敷候、為其相触

者也

中御代官所

十一月九日

昼九ツ半時出

申中刻拜見仕候	里根村
申下刻拜見仕候	外町村
酉之刻ニ拜見仕候	野田山村
酉之刻ニ拜見仕候	小林村
酉之刻ニ拜見仕候	曾我村
戌之刻ニ拜見仕候	一門村
戌中刻ニ拜見仕候	栗栖村
亥ノ上刻ニ拜見仕候	八重練村
子ノ刻ニ拜見仕候	大岡村
子ノ下刻ニ拜見仕候	四手村
丑之上刻	多賀村
同下刻拜見仕候	中川原村
とら下刻拜見仕候	敏満寺村
卯上刻拜見仕候	守野村
同下刻ニ拜見仕候	留之尾村

藤瀬村  
在村之  
役人へ

右触書見分之上、村書下ニ請印致し、刻附ヲ以相廻シ可申者也

代官所からの触れとして、里根村など一六ヶ村へ御用米御蔵への正米の納期が一〇日限りであり、それ以後は持参しないことを通知した原本で、写しではない。

この文書は二つの点から見ても貴重である。一つは藩には各村へ通知するいくつかのルートがあったが、その一つが明確になったことである。

このルートは藩の通知事項をより早く効果的に通達するための距離と村数なども考えて作られたものである。この里根・藤瀬ルートはその一つで、藩内にはこうしたルートがいくつか存在し、また伝達の種類・内容によって適宜変更されていたようである。

第二には藩からの伝達事項が村々へ達する時刻が分かることである。

本文書の触れが代官所から出たのは、十一月九日の九ツ半(午後一時)で、里根村から各村を巡って、触れ納めの藤瀬村に達するもので、触れ始めと納めの村は記入されていないが、他の村々では「何刻拜見仕候」として時刻を書き、村下に捺印して、次の村に送っている。これを表にすると次ページのようである。

触れ書きは通常、留書の帳簿に記録して次村へ回すようにしたが、この触れはその必要もなくすぐ回されたと考えられ、経過時間を知るのに都合がよい。時刻の表現にもいろいろの考えがあり、時計の無い時代のこととて、正確を期しえないが次ページに図示した、新旧対比の時刻表によっていただきたい。

要するに触れ書きの刻付は正確に迅速に伝達するために記入させたのであろう。

この記録によると途中の時刻の記録はともかく一

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	触れの村	触れ継ぎ時刻	備考
藤瀬村	富之尾村	守野村	敏満寺村	中川原村	多賀村	四手村	大岡村	八重練村	栗栖村	一円村	曾我村	小林村	野田山村	外町村	里根村	代官所発	(九ツ半)	一一月九日
卯ノ下刻	卯ノ上刻	寅ノ下刻	丑ノ下刻	丑ノ上刻	子ノ下刻	子ノ下刻	亥ノ上刻	戌ノ中刻	戌ノ中刻	同	酉ノ刻	申ノ刻	申ノ中刻	申ノ中刻	申ノ中刻			
一一月一〇日																		

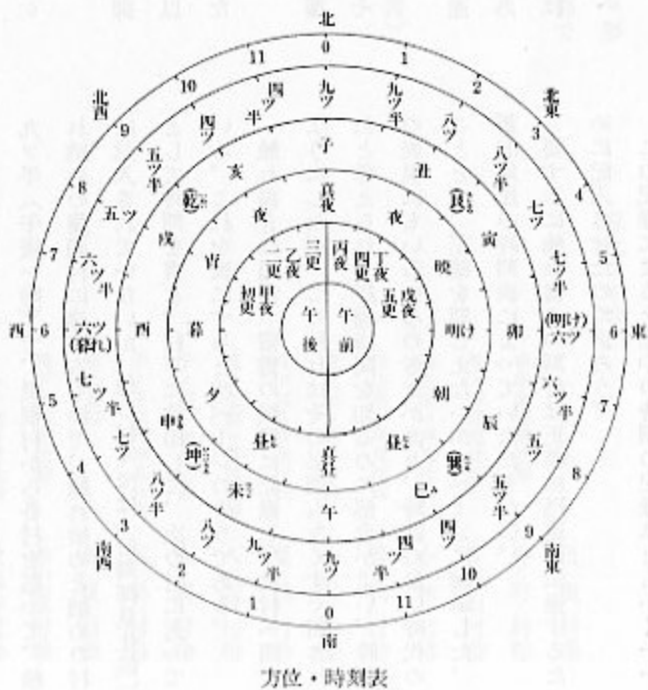
月九日の九ツ半(午後一時)に出された触れ書きが翌朝、卯ノ下刻(午前七時)に富之尾村に届き、七時すぎ

### 3 天保の改革

天保の改革を概観しよう。江戸末期になると幕政は運営を来し、財政の窮乏、武士の困窮、農村の荒廃、百姓一揆などが相次ぎ、幕藩体制の危機が深まった。幕府は天保一二年(一八四一)、老中水野忠邦を中心に幕政の改革を行い、奢侈禁止、風俗匡正を断行し、庶民の生活に種々の束縛を加えた。また武士生活の救済のため借金の棄損令を出し、物価の引き下げを試みた。その他種々の施策をはかったがいずれも成功せずか二年で失敗した。

・当八重練地区に残る改革文書

天保改革の嵐の吹いた天保一三年(一八四二)にはたび重って触書が公布された。「天保改革御触面諸事儉約帳」は天保一三年五月から一二月に至る間の触れ



には最終の藤瀬に届いている。約一八時間余りかかって一六ヶ村に届き、触れの目的が達せられたのである。

文書が十数通綴られている。またこれとは別に「御触面御改革之写」は二〇枚を綴り、五十数目にわたって改革事項が詳細に書かれ、全村民の連署し請印した文書も残っている。そのうち、儉約帳の中の二通について具体的に述べよう。

(1) 天保改革お触面諸事儉約帳

(八重練共有文書)

(二八四二)  
天保十三寅五月

御改革御触面諸事儉約帳

一、世上一統者多増長致し及困窮候よう自然ト風俗も衰へ、中ニハ甚不屈之者共出来致し、品々悪弊押移り、郷中共心得違之者共ハ一旦之利潤ニ泥ミ、甚身分之産業を疎シ、別而男女共年若之者ハ御法度をも不相弁、不埒之及拳動ニ咎を受候者時々出来候義、全俗僧ニより候儀ト不便之事ニ候

百姓共ハ野業を第一ニ相勤メ、町家者商売方精ニ入、聊不当之利潤を不貪、正直を基トシテ、郷町共其身之本業を大切ニ出精可致事ニ候

一、兼日若者組之儀ハ勿論、都而右ニ等敷申入等致し候者義、法度ニ有之候処、今以右等之弊風有之哉ニ相聞候、以之外不埒至極之事ニ候、已後急度可為制禁事

一、役人共者不申及誰ニ不寄世上為方之筋、万端弊風を相除候、考意心付之義も候ハ、可申出事

一、前々より御制禁之筋堅相守、衣食住初め

儉約質素を旨として、万端飽盜省略致し

驕ケ間敷急度致間敷候、何トなく近來大切之御政令をも疎略ニ相心得、身分忘却嗜弱之心得方より、御國禁之筋相背候者も出来

致し、以之外不届至極之事ニ候、猶追々申出候筋

候者也

(一八四二)  
天保十三寅 五月三日出

杉原 数馬様

早乙目多司馬様

大久保藤助様

浅居庄太夫様

右御触書之御趣意御達し被下置候処急度

相守、已後御穿鑿上御会法向違背之於有之、

聊無容赦御答可被下候

一、何に不寄弊風を除、古風を相守可申候、依之村方

人別請印指上中候

一 重右衛門 一 久 藏 一 辰五郎

一 新之丞 一 善右衛門 一 利 平

一 孫 七 一 孫次郎 一 平 藏

一 与惣十郎 一 吉 平 一 久 平

も可有之、諸事御法令向違背致間敷候、以来嚴密ニ違穿鑿、自然心得違之者も候

ハ、聊無容赦其科ニ可行条、一統不通

大切ニ相心得万端相慎可申、郷町共役人共勿論之儀頭分之者共無油断相示し、年若之者共候者親兄より朝暮教諭可致、以後等閑ニ

指置不埒之筋於有之者其次第二方同等ニも可申付、尤役人共ニも越度可為条、此旨相心得厚世話いたし

いたし

一村一町内役人共取締無難之義肝要之

事ニ候右之趣格別之存寄を以申出候条

郷町役人共より小前末々迄、不洩様前件

之趣意等ト申聞人前ニ請印致、右請

印帳序之節庄屋横目之内ニ而御役所へ持

参可致候、尤此後右触書趣意亡却不致様、時々

申聞会得為致、悪弊を除き古風を守候様

相心得可申候、尤村方之寺院へも不洩様相達

一 長 次 一 与五郎 一 与 平

一 久三郎 一 そ わ 一 弥左衛門

一 庄 次 一 庄右衛門 一 惣三郎

一 万右衛門 一 喜 助 一 利 介

一 甚五郎 一 庄 平 一 弥惣七

一 次 平 一 藤次郎 一 外 弥

一 弥三郎 一 六左衛門 一 弥惣八

一 久太郎 一 新五郎 一 茂 平

一 善左衛門 一 磯 次 一 儀三郎

一 清三郎 一 勘 八 一 義右衛門

一 貞 藏 一 喜 平 一 よ の

一 勘之丞 一 忠右衛門

庄屋文 平

横目 新之丞

組頭 与惣十郎

義三郎

・ 庄 次  
・ 久太郎

この文書は天保一三年五月「御改革御触面諸事儉約帳」の最初の文書で、天保一三年五月三日に奉行杉原数馬ほか三人あてに出された触れに対する請書となつた文書である。次のような内容になっている。

世の中は一般に贅沢になり風俗も悪くなり不届者がふえ、郷や町にも心得違ひの者が利益をむさぼり仕事をうとんじ、とくに若者に無法者が多いのは、俗僧の仕業である。

百姓は農業に励み、町家は商売に精を出して不当の利益をむさぼらず、正直をもとにして、郷町ともに本業を大切に仕事を出すべきである。

一、孝行な人や真面目に働く人を申し出ること。  
一、若者その他法度に背く悪風があるので、止めるべきこと。

一、役人はもちろん、誰によらず悪風を除く方法を

気付いた人は申し出ること。

一、禁制の事は堅く守り、衣食住すべてに儉約質素を旨として、生活の簡素化をはかり、贅沢をしないこと。近ごろ御政令をうとんじ、身分を忘れて国の掟に背く者もあるが法令には違反しないように指導すべきである。もし違反の者があれば容赦なく罪科に処せられるので、よく心得慎むべきである。

郷町ともに役人はもちろん、頭分の者も怠らず指導し、年若の者には親や兄から朝晩、教諭すべきである。以後、何事もなおざりにしている事があれば、次第によっては同罪を申し付けるが、役人も越度になるので、よく考えて指導しなければならない。

一村一町内役人の取り締まりには越度がないことが何より大事である。右の事は格別の考えの触れであるから、小前末々の者まで申し聞か

せ請印のうえ、役所へ持参する事。

なお、一般の者が触れの趣旨を忘れぬよう時々言い聞かせて悪弊を除き、古風を守るように心得させねばならない。

文書の末尾に、

右の御触書の御趣旨、お達し下さった事をきつとよく守り、以後御穿鑿のうえ、御法令に対して違反する者があれば容赦なく処分して下さい。何によらず弊風を除き古風を守ります。よって村の者一同人別に請印を指し上げます。

と記し、村人四七人署名捺印、最後に庄屋・横目・組頭が署名捺印している。

(2) 物価の二割下げ触れ

(八重練共有文書)

式割下ヶ覚

○割木沓<sub>ヌ</sub>ニ付六貫目 ○柴木沓<sub>ヌ</sub>ニ付六貫五百目

○延一枚ニ付六分より六分三厘迄

車 屋 賃(米・麦などの精白料金)

○米沓表ニ付四拾八文 ○餅米沓表ニ付八拾文

○大麦上搗沓表ニ付百文 ○大麦中搗沓表ニ付八拾文

○小麦粉沓斗ニ付貳拾文 ○米粉沓斗ニ付貳拾文

○唐黍沓斗ニ付四拾文

(板・角材等①②③は等級、右は改革前左は以後)

杉板四分

①四匁三分 ②三匁八分 ③三匁三分

一坪

④三匁四分四厘 ⑤三匁四分 ⑥二匁六分四厘

杉板六分

①四匁七分 ②四匁二分 ③三匁七分

一坪

④三匁七分式厘 ⑤三匁三分六厘 ⑥二匁九分

杉板八分

①九匁 ②八匁 ③七匁

一坪

④七匁式分 ⑤六匁四分 ⑥五匁六分

大松式寸角	④ 卷又卷分	⑥ 七分五厘	⑦ 六分
○ 栗不	←	←	←
○ 中小	④ 八分八厘	⑥ 六分	⑦ 四分八厘
松卷才ニ付	④ 五分	⑥ 四分	⑦ 三分
←	←	←	←
④ 四分	⑥ 三分式厘	⑦ 二分四厘	
④ 五分	⑥ 三分五厘	⑦ 二分	
←	←	←	
④ 四分	⑥ 二分八厘	⑦ 一分六厘	
④ 式又	⑥ 卷又七分		
←	←		
④ 卷又七分	⑥ 卷又式分四厘		

以下略

右之通り人々相心得売捌申候依之村中調印いたし候

八月

一重右衛門 新之丞 孫七 久藏 辰右衛門

④ 長次 久三郎 与惣右衛門 庄次

以下三七人並ニ三役人署名捺印略

## 4 助郷事情

助郷関係文書は五通で、一つは寛文九年(一六六九)栗酒村が奉行所に出した海道人足免除願である。次の助郷一件は三通からなり、慶応四年(一八六八)大上郡南畑一三ヶ村から宿駅御役所に提出した助郷人足免除のための数願書と請書である。最後の一通は鳥居本宿伝馬所から藤瀬村ほか一二ヶ村役人あての人馬雜立質その他の請求書で、前文書と関係の深い文書である。この五つの文書を理解するには助郷制度とその状況について知る必要があると考え、その概略について説明する。

江戸時代、彦根藩領を通る中山道に四つの宿場があった。南から愛知川・高宮・鳥居本・番場の宿場があり、宿場には役人のほかに人足二五人馬二五匹が常備され、その仕事についていた。しかし参勤交代による

天保改革では種々の面の改革をはかったがそのうち、武士の生活救済の施策として、物価の値下げをはかった。その確かな証拠がこの文書である。物価式割下げの価格と請書である。

まず燃料としての割木と柴の一匁で購入できる材木の重さや、一枚の値段、ならびに水車屋での米麦などの扱賃を挙げている。もとの価格が分からないが二割下げの値段であろう。

次に杉の四分・六分・八分板一坪の価格を上・中・下に分け、値上げ前と後の価格が書かれている。たとえば杉の四分板一坪の上等品の値が四又三分であったが、値下げ後は二割引きの三又四分四厘というのである。このようにいずれの板も二割方下げている。

松材・桧割物・杉皮についても上・中・下に分けて二割方の値引きがされている。末尾に「右のとおり人々相心得、売捌くので村中調印する」として村人三七人、最後に三役人が署名捺印している。

大名行列など多人数の往来の時は常備の人足では不足した。これを補うため、近くの村々から農民が召集され、宿場の仕事に従事させられた。これを助郷とい、その村のことも助郷といった。

助郷としての出動の時期は、春・秋のころが多く農繁期と重なったことと、出動の回数も多く人員も男子一五歳から六〇歳までを対象にしてその平均八割以上の出動要請があった。出動の時刻も朝寄せまたは翌日早立ちのための夕寄せがあったがほとんど夕刻の召集であった。しかも一〇日以上の隔たった地域から出動し、重労働に従わねばならなかった。

このような労働を義務づけるものとして助郷の村には物成年貢を負担する石高と同じほどの助郷高があった。助郷の村には労働提供のほかに助伝馬懸り高と人足不足分の人足懸り高が年末になると助郷高に応じてかけられた。

この制度は江戸時代農村疲弊の原因となったが交通

通信の近代化が始まる明治五年（一八七二）まで続けられた。明治新政府の当局者が「即今、天下万民塗炭の苦、この助郷を以て第一とす」といわせたほど過酷なものであった。

第一の文書の海道人足は中山道の街道修繕や松並木の補植、手入れなどの仕事で大行列の前には召集して、その補修に当たらせた。宿場人足と同じような性格であるので、助郷の中に入れて述べる。

(1) 海道人足免除願（栗栖共有文書）

乍恐御訴訟申上候

一御公儀様御屋く義ニ付而栗栖村ニハ先年ハ北畑拾七ヶ畑之内ニ而萬事里方なミの御屋く義も不仕、山中畑方之内ニ而御座候、然所ニ先年御請所ニ罷成申時分より以来、里方なミニ御屋く義仕候、其上海道御用ニ罷出候而、栗栖村ニハ山畑多ク御座候ニ付而、いに

志へ拾七ヶ畑之内の時分と且今とハ山畑荒地年々ニ大分出米仕候、然共只今里方なミの御訴訟申上候義ニ而ハ無御座候得共、海道御用ニ人足大分出申候ニ付而

栗栖事之外かじけ、年々家数も徒々連申候而、御屋く義仕候者も少ニ罷成申候ニ付海道御用之義御訴訟申上候者山畑荒地も少ツ、成共本地ニ仕度と奉存候、栗栖村ニハ近郷ニ相替り、くずの粉迄御かけ被為成候付テ、くずの根掘ニ保月領五倍領迄貳り三リツ、參候ニ付、此義ニも人足大分出申候、此御屋くハ山中

村々にも相徒とめ不申候、然共御断も不申上候、其上□□□□なども山中なミ度々物指上申候、其外志ぶがきなども御材木出し申候義も山中方なミニ御屋く義仕候、右之通之御屋く仕候時分海道筋そうじ人足又ハ鳥居本其外宿屋へ人足も追々ニ大分出し申候而、里方御屋之義山中

方御屋く義両方共ニ人足も出し申候へバ、山畑な

ともいよ／＼荒し可申と奉存、村中迷惑

仕候、御ちひニ海道そうじ人足御ゆうめん被

為成被下候へ、難有可奉存候、右之通少も偽り

不申上候、此段御代官殿へ御たづ子被遊可被下候、以上

（六六九）  
寛文九年西三月日

栗栖村惣百姓中

御奉行様

海道人足免除願、「乍恐御訴訟申上候」の文書は平易に述べると次のようである。

この栗栖村は昔から北畑一七ヶ村の中で里なみのお役はしていなかったが、先年から里方のお役として海道御用に出ました。

栗栖村は山畑が多いが、今は昔と違い荒地になってきました。これは海道（街道）人足に出るのが随分多くなったので、村はことのほか衰え、年々潰れる家もできて、御役をする者も少なくなったので御

訴訟を申し上げる次第です。山畑の荒地を少しずつでも元のような土地にしたいと思います。

さて栗栖村には他の村と違い、葛粉の年貢がかけられ二、三里も離れた保月村や五倍領へ掘り出し人夫も多くいるし、渋柿出し、材木出しと山中郷なみの仕事もしています。海道人足や宿場の継立人足にも多く出勤し里方のお役にも立っています。このように里と山の両方の仕事をしていますので、山畑もいよいよ荒れてきました。どうか海道人足の御役御免をお願いします。

このように村の窮状を訴えた海道人足断りの文書である。

(2) 助郷人足免除歎願書

（成貞龍夫家文書）

助郷一件

大政官江歎願之留

南畑拾三ヶ村

乍恐御歎願奉申上候

江州犬上郡南畑

藤瀬村

川相村

一之瀬村

仏ヶ後村

樋田村

萱原村

大杉村

霜ヶ原村

出屋敷村

佐目村

後谷村

小原村

大君ヶ畑村

拾三ヶ村

右拾三ヶ村之儀ハ奥山中極難渡村ニ而、田地等無御座  
迎も宿方へ人足指出候儀相成不申村柄ニ而、往古より

御伝馬銀已平均割合銀藤瀬村始拾三ヶ村ハ

是迄高宮宿へ指出、人足ハ老人も相勤不申在来ニ

御座候所、此度御一新ニ付助郷御担替被仰付

御触書等拜見奉驚入候得共、致命之儀ニ付御請印ハ

仕候へ共、往古より在来之義空敷相成候而へ、日々炭薪之

捧ヲ以漸ク渡世露命相繫居候ニ付、出人足被仰付而者  
忽年ツ不經可及亡村ニ必定之儀、誠ニ以難涉迷惑

此上もなき仕合ニ奉存候間、言語ニ絶し恐多御願ニ御  
座候へ共、右之始末御備察被成下置、格別之御仁恵ヲ以

先規在来之通り、出人足御救免被下置候様奉願上候  
何卒願之通り御聽届被下置候へ、此末細々ニ而も

相続可相成ト、冥加至極難有仕合ニ可奉存候、依之右  
拾三ヶ村惣代連印仕御敷願奉申上候、以上

井伊掃部頭領分

(一八六八) 慶応四年 江州犬上郡 藤瀬村 年寄 忠兵衛

辰五月八日

宿 駅

御役所

小 原 村 庄屋 勇 平

大君ヶ畑村 年寄 次右衛門

助郷一件、大政官江敷願之留「乍恐御敷願奉申上候」  
は南畑一三ヶ村から宿駅役所へ敷願の文書で、その内  
容は次のようである。

南畑一三ヶ村は奥山中の難渡の村で、田地などは  
なく、とても宿場へ人足の出せるような村柄ではあ  
りません。昔から御伝馬銀の平均割りを高宮宿へ出  
しており人足は一人も出していません。今度ご一新  
になり助郷替えが行われたことを、お触れをみて驚  
いています。致命ですからお請印は致します。しか  
し人足に出る事は日持で露命をつないでいる身です  
から仰せに従うと必ず亡村となるのではないかと難  
渋迷惑このうえもないこととございます。真に申し  
上げにくく恐れ入りますがこのような事情を御憐み

下さって、格別のご仁恵で前の規則のように、人足  
を出すことは免除して下さいますようお願いします。

と一三ヶ村の代表として藤瀬村年寄、小原村庄屋、大  
君ヶ畑村年寄が連名して、宿駅御役所あてに敷願して  
いる。

(3) 助郷人足免除敷願添書

(城貝龍夫家文書)

乍恐添書ヲ以奉願上候

江州犬上郡南畑拾三ヶ村

一 右拾三ヶ村之儀ハ極山中難渡村ニ而、迎も人足等ニ

罷出候儀相成不申村柄ニ付、往古より高宮村宿へ、年々

御伝馬平均割合銀指出、人足ハ老人も相勤不申

在来ニ御座候、此度御一新ニ付、助郷御担替被

仰付、右拾三ヶ村共鳥居本宿へ助郷ニ被仰付候ニ付、則

御請印ハ仕候得共、日々炭薪之捧ヲ以漸渡世

仕、年々領主より之御救助ニテ、露命繫居候訳柄

故、右村々驚人深相歎代上京、宿方よりも□々歎願致呉候様打廻り相歎申候間、添書ヲ以奉歎願候、何卒廣大之御慈悲ヲ以、前紙拾三ヶ村歎願之通り、御聴届被下置候へ、右村々不及申上ニ宿方ニおいても、雖有仕合ニ可奉存候、已上

井伊掃部頭領分

中山道鳥居本宿

〔八六八〕  
慶応四年

年寄兼

辰五月八日

庄屋 彦右衛門

年寄 嘉右衛門

宿 駅

御 役 所

右之通願書奉指上候処、願人不残被召出、願出之趣尤ニ相聞候間、出人足之儀者指免候、伝馬平均割合銀之義者、鳥居本宿へ無遅滞指出可申上候被仰渡候、尚右ニ付御請書指出候

様被仰渡候ニ付、同九日指上候御請書左之通り

一三ヶ村からの歎願書とともに鳥居本宿から「乍、恐添書ヲ以奉願上候」として宿駅御役所へ添書を提出している。内容は次のようである。

南畑一三ヶ村は山中の極難渋村で、とても宿場人足の出せる村柄ではなく、昔から高宮宿へは年々御伝馬銀の割り当てだけを出し、人足は出していません。今度こそ一新で助郷替えになり一三ヶ村とも、鳥居本宿へ助郷を仰せつかって、村では請印はされたが、日々炭焼きや薪作りの拵でようやく渡世し、年々領主から救助を受けて露命を繋いでいる有様で、お触れを見て村人は驚き深く歎いて総代が上京したり、宿場からお願いしてくるようとりすがり申しますので、添書を致しました。どうか広大な御慈悲をもって願のとおりに御聴届け下さいませなら、村々は言うまでもなく、宿方も有難いことです。と鳥居本宿年寄兼庄屋から親切な添書が出された。

連印仕御請書御礼御届奉申上候已上

中山道鳥居本宿

〔八六八〕  
慶応四年

年寄兼庄屋 三左右衛門

辰五月九日

拾三ヶ村惣代

藤 瀬 村 年寄 忠兵衛

宿 駅 小 原 村 庄屋 勇 平

御 役 所 大 君 ヶ 畑 村 次 右 衛 門

「乍、恐御請書御礼御届奉申上候」と標記した免除許可の礼と伝馬銀の請書は次のとおりである。

極難渋の山中一三ヶ村が助郷免除について歎願致しましたところ、右村々の困苦を憐れ下さって、出人足を赦免下され、伝馬銀の割当を鳥居本宿へ差し出すように仰せられました。有難く承知申し上げます。紙連印してお請書と御礼状をお届け申し上げます。慶応四年五月九日付けで、請書を鳥居本宿の年寄兼庄屋と一三ヶ村の総代として、藤瀬村の年寄忠兵衛ほか二人が、宿駅御役所あてに提出している。

この文書の次にその後の状況について「右の通り願書指し上げましたところ、願人残らず召し出され『願書の趣旨は尤もと思うので、人足を免するから伝馬銀は鳥居本宿へ遅れぬよう差し出すようにすること。なお右についての請書をさし出すように』と仰せられたので左のとおり出した」として次のような請書と礼状を出している。

(4) 免除許可と伝馬銀請書

(城具龍夫家文書)

乍、恐御請書御礼御届奉申上候

江州犬上郡南畑拾三ヶ村

右拾三ヶ村之義へ奥山中極難渋村ニ付、

昨日人足之義、御歎願奉申上候処、右村々困苦

御憐察被為遊、出人足御赦免被仰付

伝馬平均割合銀へ鳥居本宿へ無遅滞指出し

可申旨、被仰渡雖有承知奉畏候、依之一紙



以上のようにしてめでたく一件は落着いたのである。

(5) 人馬継立貨その他の請求書

(城貝能夫家文書)

以書付得御意候、然ハ  
前紙之通、当五月より  
十一月迄、人馬継立貨  
錢并諸入用ニ有之間、  
米ル十五日迄ニ村々取  
集メ、御伝馬所へ早々  
御指出可被成候、為其  
如此御座候、早々以上

鳥居本宿御伝馬所

取締役助□□

十二月六日

藤瀬村

外拾式ケ村

御役人衆中

この文書は前文の請求書による「人馬継立貨并諸入用請求」として「当年の五月から十一月迄の人馬継立貨并に諸入用費を来る一二月一五日止に村々の分を取り集めて、御伝馬所へ指し出すこと」とした藤瀬村はか一二ヶ村役人あての文書である。年は記されていないが慶応四年（一八六八）以降の文書と見られ、先の願書が受け入れられた証拠である。

## 5 職業奨励

### (1) 油 職 (松宮正宜家文書)

油は昔から主要な灯火用であるとともに食用・医薬用・化粧用・工業用など多く用いられてきた。中世では胡麻・荳胡麻から製油されたが、近世に入って菜種からとる種油と綿実から取る綿実油が中心となった。灯火用として農民も油を使用するようになって、生産は全国におよんだ。

『彦根市史』によれば元禄八年（一六九五）城下における油屋は五九軒以上に達していた。これらの株仲間を組織し、国産方の統制を受け、寛政一二年（一八〇〇）からは毎年、一株について五〇匁ずつ冥加金を上納した。そして油の卸売取引を行う油会所も設置されていた。

当松宮文書は文久三年（一八六三）産物方から鑑札を受けるに際して筋奉行から下され、それをお掛けした文書である。鑑札を以前のとおりに渡されたことを謝し、天保年間に申し渡された掟書の趣旨を忘却せず、紋り種の購入や油の価格を正しく保つようにすること、さらに遵守すべきこととして次のような箇条書きにされている。

- 一 御領内の紋り油は掟の趣旨にのっとり、第一に国（藩）用が差し支えないようにする。
- 一 国用の余りは他所へ売ってもよい。
- 一 鑑札譲り引きのときは密代が印を押して願い出ること。
- 一 無鑑札の者が商売したら、早速さし留め、きかないときは訴え出ること。
- 一 休職して思わしい譲り口がないときは仲間の中で引き受けること。
- 一 出張店から御用油を申しきてきたら、早速差し出

すこと。

さらに今度御鑑札を渡した仲間は腹藏なく話し合いをし取り締まること。第一には国の御用に差し支えないよう仰せ付けられているので、仲間一同得心して請印をすべきであると結んでいる。

次に油の株仲間として通し番号で、郡別に村名、名前が記されている。愛知郡一人、犬上郡（現犬上郡と彦根市）二〇人、坂田郡二人を記し、その後北・中・南各筋の惣代の村名と名前を書いている。それによると多賀地域には多賀村に二軒、敏満寺・土田の各村に一軒の油屋があったことが分かる。

多賀村の孫四郎は中筋の惣代の一人であった。現在も松宮家には当時を物語る搾油の器具の一部が残っている。

一 百三拾四番

上枝村 貞 平

愛知郡

一 百三拾五番

同 村 彦次郎

一 百三拾六番

同 村 作右衛門

一 百三拾七番

同 村 六右衛門

一 百三拾八番

同 村 孫四郎

一 百三拾九番

同 村 庄三郎

一 百四拾番

同 村 清 弥

一 百四拾一番

同 村 清 弥

一 百四拾二番

同 村 清 弥

一 百四拾三番

同 村 清 弥

一 百四拾四番

同 村 清 弥

一 百四拾五番

同 村 清 弥

一 百四拾六番

同 村 清 弥

一 百四拾七番

同 村 清 弥

一 百四拾八番

同 村 清 弥

一 百四拾九番

同 村 清 弥

一 百五拾番

同 村 清 弥

犬上郡

岩倉村 半兵衛

一 百四拾四番

八町村 九兵衛

一 百四拾五番

同 村 作右衛門

一 百四拾六番

同 村 六右衛門

一 百四拾七番

同 村 孫四郎

一 百四拾八番

同 村 庄三郎

一 百四拾九番

同 村 清 弥

一 百五拾番

同 村 清 弥

一 百五拾一番

敏満寺村 甚四郎

一 百五拾二番

北落村 藤兵衛

一 百五拾三番

多賀村 孫四郎

一 百五拾四番

同 村 増 平

一 百五十五番

土田村 庄右衛門

一 百五十六番

東沼波村 平次郎

一 百五十七番

四十九村 三左衛門

一 百五十八番

野口村 権右衛門

一 百五十九番

善賢寺村 喜左衛門

一 百六拾番

中沢村 藤 七

一 百六拾一番

清水村 半兵衛

一 百六十二番

開出今村 勘 六

一 百六十三番

西今村 弥惣次

以下坂田郡略

中筋惣代

枝むら 太郎平

(二八六三)  
文久三年

油絞掟と名前寄

今度御産物方より之御鑑札御取入ニ  
相成候処、御筋方様より以前之通ニ

御鑑札御渡しニ相成、冥加至極難有

仕合ニ奉存候、然ル上者天保度御渡之

御掟書御印掟之御趣意忘却

不仕、絞リ種ハ勿論油直段正路ニ可致事

一御領内ニ而絞リ油之義者前格之訳柄ニ

候へ者銘々存其旨、第一御国用指支不

申様可仕事

箕浦村 三右衛門

樋口村 吉兵衛

中沢村 藤 七

多賀村 孫四郎

以下略

一 御国用之余者は之通他所ニ充可  
為勝手事

一 御鑑札譲り引之節者惣代加印ニ而  
御願申上譲り引可致事

一 無鑑札之者職方仕候へ、早速指留

不相用もの者可及御訴訟事

一 休蔵致候もの自然思わ敷譲り口無之

節者仲ヶ間中江引受可申事

一 出張店より御用油申遣し候へ、早

速可差出事

附り出張店ニおゐて都而費用無之様可取計事

右者今般御鑑札御渡仲ヶ間中無覆

職申談取締致第一御国用差支

不申様被仰渡ニ付仲ヶ間中一同得

心請印致置もの也

文久三癸亥年九月

(2) 水車業(栗栖共有文書)

水車は水を落下させたり、流れる力を利用して羽根車を回して機械的動力を得るもので、きわめて古くから利用された。

当地方では水車を小屋に取り付け川の流れを利用して水車を回し、菊座と呼ばれる木製歯車を組み合わせて動力を調整し、米麦の臼搗ぎが行われた。従来米麦などの精白は唐臼かとううすによっていた。それは臼を地面に埋め、挺子こぎを応用して足で杵きねの長い柄を踏みながら杵を上下して米麦などの穀類を搗くもので、踏み臼ともい

った。  
この唐臼から見れば水車による精白は一つの産業革命とも言える施設設備で、その時代には企業として成り立つものであった。しかし、この開業については設置のための位置的な環境と財力ならびに水利について下流耕作者の協力を得ることなどが必要であった。

水車業は藩政時代にごく少数であったが、明治になり急速に各地域に増加した。その後は電動機の発明などによって衰え、現在は過去の風物として残るのみとなった。

栗栖共有文書の「一札之事」と標記した二通の文書は文政五年(一八二二)水車屋開業の経緯を語るものである。

次の注1の文章は、文政四年に栗栖村の彦介が証人二人連署で役人衆と夏原湯子衆に提出した文書で、その内容は次のようである。

夏原湯懸りの字森下に水車屋設置を計画します湯懸り衆に頼んで了解を得て御役人へ願出、さらに御上様へ御田地が差し障りがないようお願いしましたところ、吟味のうえお許しが出ました。このうえは水の必要な養水やみづのときは指し障りがあればいつでも水車を止めます。またこの末、証文面と相違しましたら、どのように取り計らっていただいても結構で

す。なお万一生活が苦しくなるとどこかへ水車の権利を譲っても、この証文を守らせます(次ページ参照)。

注2の文書は彦介が同じく役人衆ならびに湯懸りの衆に出したもので、文書の前半は1の内容と同一であるが、後半の水車の停止について、「養水の節もなるだけ水車を回してもよいが、いつによらず田地に差し障りのときは水を止めることと、水車譲りについて不如意のときのみならず凡ての譲りについて証文面を末代守らせる」としている。

注1の文政四年の文書で水車業開設の許可が下りたようであるが、その後の文政五年に再提出している。開業者と湯懸り衆との間に微妙な点で折り合いがつかず一年後に漸く許可が下りたと思われる。当時の水車開設がいかに困難であったかがわかる文書である。

(注1)

一札之事

夏原湯懸リ字森下ニ有之車屋

右之車屋此度私御願中上度湯懸リ衆中へ

御願申候処、御相談之上一統御承知被下

忝存候、其上村役人衆中へ御願申候処聞届被下

尚又御上様へ御田地差障り無之様御願申上候処

御吟味之上御赦免被下、愈難有仕合ニ奉存候

此上養水之節指障リニ相成候ハ、何時ニ

よらず奉相止メ可申候、此末証文面ニ

相違仕候ハ、如何様ニ成共御取斗イ可被下候

其時一言之子細無御座候、万一不如意ニ付

何方へ譲り候義有之候共、此証文面ヲ以

急度相守り可申候、為後日一札仍而如件

文政四巳年

永代車主 彦 介郎

証人 磯 七郎

同 所 平郎

御役人衆中

夏原湯子衆中

(注2)

一札之事

一此度私字森下ニ而水車相懸ケ中度候ニ付、湯

懸り衆中へ御願申候所、御相談之上一統御承知

被下忝存候、其上役人衆中へ御願御上様へ

御田地差障り無之様御願申上候所、御吟味之上

御赦免被下愈難有仕合ニ奉存候、此上養水之内

水車相止可申之所、御憐愍ヲ以可成丈相懸可申候

様、御承知被下忝仕合ニ奉存候、此上御田地指障り

相成候ハ、何時ニよらず急度相止可申候、此以後

此文言ニ相違有之候ハ、如何様ニ成共御取斗イ

可被下候、其時一言之申分無御座候、尚又私

何方へ相譲り候義有之候共、此証文面ヲ以

末代迄急度相守り可申候、為後日連判

仍而如件  
文政五年

車主 彦 介郎

証人 磯 七郎

同 所 平郎

御役人衆中

夏原湯懸リ衆中

### 6 宗門改め

宗門改め関係書類は町内に多く残っているが次の二つについて述べる。

一つは弘化三年(一八四六)に切死丹改めについて三村から出した奉行あての文書と二つめは宗門改め行事のため、中筋地区宗門改め宿泊村を通知した文書である。

#### (1) 切死丹改め村組手形

(川相共有文書)

(一八四六)  
弘化三年切死丹御改めニ付

指上文書写

切死丹御改ニ付指上申村組手形之事

- 一 犬上郡 川相村
- 一 同郡 藤瀬村
- 一 同郡 一之瀬村

切死丹御改ニ付、村組役仰付則右之相拾組之内連判仕指上申候、手前村者不及中村組之内、切死丹不審成者御座候者、急度可申上候致遠慮賜より訴人御座候者、村組之庄屋横目五人組之頭同罪ニ可被仰付、牢人其外科人ニ宿賃申候歟、又者他国他領之者指置申候者、其科之依輕重、其家主之儀者不及中、村組連判之者共、或死罪或追放或竈舎可被仰付候、為後日手形仍テ如件

組頭  
横目  
庄屋  
同部一之瀬村

大上郡川相村

弘化三年

庄屋 林 七

丙午

横目 林 蔵

組頭 孫左衛門

同郡藤瀬村

庄屋

横目

大上郡川相村・同郡藤瀬村・同部一之瀬村の三村が村組として「自村はもちろん、村組の者の中からキリスト教信者に疑わしい者が出た場合は村組の庄屋・横目・五人組頭も同罪に申し付けられたい。また浪人その他罪人に宿を貸したり、他国他領の者を家に置いたときは罪の軽重によって、その家の主人はもちろんであるが、連印の者は死罪・追放・籠舎のいずれかを申し付けられたい」との証文の写しである。  
この文書によって自村のみでなく他村の役人までも罪がおよぶという当時の厳しい連座制を知ることができる。

(2) 中筋宗門改め宿泊の村  
(敏満寺共有文書)

彦根藩は近江国の領内を三つの地域に大別して統治

中筋宗門改め宿泊郷

(注 原本は表の形ではないが整理の都合上表組みとした)

日時	村名	日時	村名	日時	村名	日時	村名
六日夕	川南三津屋村	一日夕	下之郷村	二〇日夕	土田村	二九日夕	正法寺
七日夕	清水村	二日夕	雨降野村	二一日夕	大堀村	四月一日夕	笹尾村
八日夕	甘呂村	三日夕	南蚊野村	二四日夕	川北世継村	二日夕	多賀村
九日夕	馬場村	四日夕	金屋村	二五日夕	米原村	三日夕	敏満寺村
一〇日夕	下枝村	五日夕	一之瀬村	二六日夕	下番場村	四日夕	高宮村
一日夕	谷田村	六日夕	佐目後谷村	二七日夕	下丹生村	五日夕	野瀬村
二日夕	四十九院村	七日夕	八重練村	二八日夕	善谷村	〆	二七泊

右之通御書付御渡シ被成候ニ付、致写遣候例年之通、御宿並御飯米等拾四人前分支度被致、相

滞不申様ニ於村々相心得可申候、此書付村名之下ニ印形致シ、相廻シ納候村より当支配御代官へ返

シ可被申候

二月廿日廿五日廻ル

(延享三年一七四六)

この文書は中筋区内の宗門改めに宿泊する村名と日誌を誌し、なおその一行の食事の用意を指示した文書で、宗門改め行事の珍しい資料である。

宗門改めの行事は毎年三月ごろになると行われたが、それより前に「切死丹宗門改め五人組下帳」を村ごとに作成して提出させた。この下帳には村の全員の名前が旦那寺の五人組ごとに書かれ、男女別に集計して住職がキリスト教徒でないことの証明をしている。さらに一村三か寺あれば一括して、これを庄屋が証明している。その他前年度死者の名と月日、当年の家数・人口などについて記入している。

この宗門改め下帳を土台にして、その首実験をするとともに農民の状態を見分けることが目的であった。

この資料によれば三ツ屋村(現彦根市三津屋町)に

三月六日宿泊、次々と巡って四月五日に野瀬村(現彦根市野瀬町)に宿泊する予定として、しめて二七泊の計画である。

宗門改めの行事は大村は一日を要したであろうが、中小村は二、三村から数村を一日に見分けて回り、その一村に宿泊したのである。一行は寺社奉行以下多数で、寺院または村役人宅に分宿したようである。この文書の後書きに「御宿ならばに御飯米等拾四人前支度をして、滞りのないよう村々で心得るようにする」と記している。このような行事はつい派手な接待になりやすいので、これを戒めた触れがたびたび出されている。末尾に村名下に捺印し、支配代官への返送を指示している。

この宗門改めは村にとって、気遣いの多い行事であり、藩にとっても行政司法上の重要行事であった。この行事は幕末にはかなり簡略になったが、明治四年(一八七二)まで続けられた。

## あ と が き

長い間の町史編さん事業をここで打ち切ることになり、その別巻のあとかきを書くときを迎え感慨は無量である。

思えば昭和六〇年一月、中川町長から町史編さんの委嘱を受けてから、足かけ一〇年——その間いろいろなことがあった。

まず、渡辺守順先生には八日市の遠方から毎回の編さん委員会ごとにご足労を煩わし、一方ならぬ深いご教導にあずかった。何とお礼を申し上げてよいか分からぬほどである。

その間、委員の一人であった近藤徳三先生のご他界があった。あれは平成三年二月、町史の出版される一〇ヶ月前のことで、町史出版を誰よりも熱願されていただけに残念であった。

その他の委員は幸いにも健康に恵まれ、今日を迎えたことは何よりの喜びである。

ただ事業の中核にあった木下委員は、昨年より体調を乱しながら、ひたすら新しい史料の開発に努め、これがワープロ化を志し、病勢思うに任せない困難を克服して、孜孜として仕事を続けられた。

それはまるで、自分の羽を一枚一枚抜いてすばらしい織り物を織り上げていった『夕鶴』のお通の姿を今に見る思いで、われわれは遠くからハラハラしながら見守っていた。本書三の大部分は、こうして完成した史料であることを思い、心してその一つ一つを味読したいものである。

いま一つ、二の地方文書の目録は、別巻着手以来三年、もしくはそれ以前から、全身全霊をそれに打ち込んでいた奥川委員に専念してもらった。

奥川委員は、集められた地方文書約二、五〇〇点を克明に読み解き、一、六四九点に精選し、綿密な目録

を作り上げ、それぞれ所属する所在を二一に限定し、同委員特有の該博な史観による胸のすくような概説を付して、利用者の便をはかるべく努めていただいた。

とにかくこの別巻はこの二委員の地道な努力によって特色あるものに仕上がったと自負している。

他の委員は、本年八五歳を迎えた小生を除いてみな元氣である。老いてますます壮健といったところで、文章も一段と進歩し、別巻の大部分はこの委員たちに支えられ、皆の協力で、ごらんのように一応完成を見たことはまことに喜びに堪えない。

最後になったが、今回も通史のときと同様に木下静子委員の手を煩わし、字句修正をしていただいた。修正されたあとを見ると、快刀乱麻をふるっていただいた快さが明らかである。

このように、人生の終わりに近くなって、こうした大きな仕事を与えられたことはこの上もなくありがたい

いことであり、生涯の仕事としてすべてを忘れて打ち込めたことは何にもまさる光榮である。このことを町当局ならびにご協力いただいた町民各位に対し、深甚の謝意を捧げたい。

あとかきを終わるに際し、改めて渡辺先生以下同僚各位に対し深謝を申し上げるとともに、今後ともいっそうのご厚情をお願い申し上げる次第である。

ご平癒の一日も早からんことを祈っていた木下委員は、五月二一日の朝まだき、われわれの切なる願いをふり切るかのように、遂に黄泉の客となられ再び声咳に接することは不可能となった。

私たちの周章狼狽は隠し難いが、町としても至宝的存在を失ったことは、大きな痛手であると思う。

木下委員の晩年は、猷身、精進を地でゆくものであり、これらの言葉は彼のためにある言葉かと思われるほどで、すべてを忘れ、精魂を捧げ尽くされた姿には

胸を打たれる。

かつての主治医の小菅一彦先生も、とにかく難病を克服し、今日まで生き抜いてこられたのは、町史にかけるひたすらなる執念によるもので、その精神力の崇高さに敬仰せざるを得ないとつぶやいておられた。

別巻の完成をみずに逝かれたことは残念であるが、われわれの運んだ草稿によりすべてを知悉され、「もうこれが活字になるだけだ」といっておられたということをお聞きし、せめてもの慰めにしたいと思う。尚収集された資料と採録されたビデオの映像は町史の裏付けとして歴史民俗資料館で整理保存し、長くその成果を称えたいと思っている。ここに改めて、木下委員のご冥福を皆様とともに祈り申し上げます。

あ と が き  
別巻は見方によっては、不備な点も多くあろうし、長年かかってこれだけのものしかできなかったのかという声も聞かれるであろう。こうした不明についてはいく重にもお詫びするとし、町史編さん以来ここに一

〇年、皆様いろいろありがとうございましたと心から申し上げて、各位より賜わったご厚意を深謝したい。

編さん委員長 種村 儀平

1 執筆分担

一 町史補遺

概説

- 1 アケボノ象出土の風土 種村儀平
- 2 野鳥の森に集う生きもの 平松光三
- 3 赤染衛門の願文 種村儀平
- 4 秀吉からの朱印状 木下長治
- 5 諸田家の系図 種村儀平
- (1) 新谷家系図
- (2) 猿蓑家系図
- (3) 楢崎家系図
- 6 村々のおきて
- (1) 藤瀬村の村中庭 木下長治
- (2) 山越衆掟衆々のこと
- (3) 多賀の町祈禱
- (4) 土田村の村祈禱法度 清水一雄
- (5) 四手村のおきて 木下長治
- (6) 敏満寺の論述書 種村儀平

- 7 高宮池の築造 林清一郎
- 多賀町溜池一覽 木田太郎
- 8 一文寄通帳に見る村々の実相(元禄八年) 北村祖安
- 9 人口の推移を見る 清水一雄
- 10 森林行政の移り変わり 林清一郎
- (1) 菅林組合
- (2) 大流山林組合
- (3) 多賀町河内の黒管林
- 11 過疎の実態
- (1) 脇々畑村の場合 木田太郎
- (2) 山村集落の今昔―桃原の場合
- 12 旧町村の財政規模 林清一郎
- 13 文化財分布調査 種村儀平
- 14 胡官神社の文化財 高梨純治
- 15 高宮にある大社一の鳥居 土居通浩
- (1) 駅前の大鳥居 林清一郎
- (2) 町内鳥居一覽 清水一雄
- 16 町に残る古謡 林清一郎

- (1) かんこ踊り・雨乞い踊り 種村儀平
- (2) 伊勢音頭 林清一郎
- 17 小字名について 清水一雄
- (1) 歴史の意味があると思われる地名
- (2) 自然的条件を表す地名
- 附圖(六枚)
- 18 身近にいた特攻隊員 林清一郎
- 19 中世の水利に使った合子 清水一雄
- 二 地方文書目録 奥川貞一
- 概説
- 1 多賀共有文書 解説と目録
- 2 松宮正宜家文書(多賀) 解説と目録
- 3 四手共有文書ならびに教円寺文書 解説と目録
- 4 八重葎共有文書 解説と目録
- 5 上田柳松家文書(桃原) 解説と目録
- 6 中川一三家文書(中川原) 解説と目録
- 7 野村正助家文書(中川原) 解説と目録
- 8 栗栖共有文書 解説と目録

- 9 久穂共有文書 解説と目録 奥川貞一
- 10 土田縫夫家文書(土田) 解説と目録
- 11 敏満寺共有文書 解説と目録
- 12 山口熊家文書(敏満寺) 解説と目録
- 13 堀川惣一郎家文書(敏満寺) 解説と目録
- 14 川相共有文書 解説と目録
- 15 藤瀬共有文書 解説と目録
- 16 城貝龍夫家文書(藤瀬) 解説と目録
- 17 富之尾共有文書 解説と目録
- 18 重森駿家文書(繪崎) 解説と目録
- 19 大杉共有文書 解説と目録
- 20 保月共有文書
- 21 保月山論文書 解説と目録
- 三 古文書解明 種村儀平
- 概説
- 第一部 開発文書
- 1 天正時代の民政 木下長治
- 2 浄願寺文書



- 3 専行寺文書 木下長治
- 4 石炭会所とその消長 "
- 5 頭人の記録 "
- 6 疾風災難雜録 種村儀平
- (1) 町中定め書 木下長治
- (2) おそれながら言上申す "
- (3) 城貝家文書 "
- (4) 高付帳と高書帳 "
- (5) 人別送り手形 "
- (6) 直幸の善政 "
- 7 みどりの雜記 種村儀平
- (1) 山論七四年間の結末 木下長治
- (2) ハツ尾山一帯の監理 "
- (3) 頼朝の寄進状 "
- (4) 検地帳の写し "
- (5) 將軍の本卦返り "
- (6) 甚兵衛の免割 "

- 第二部 在来文書
- 1 行政組織
- (1) 庄屋渡り帳目録 奥川貞一
- (2) 絹衣料のとかめ "
- (3) 出屋敷「尺仏」出願のこと "
- 2 通達と触書
- (1) 通達書 "
- (2) 御触書 "
- 3 天保の改革
- (1) 天保改革お触面諸事條約帳 "
- (2) 物価の二割下げ触れ "
- 4 助郷事情
- (1) 海道人足免除願 "
- (2) 助郷人足免除願添書 "
- (3) 助郷人足免除願添書 "
- (4) 免除許可と伝馬銀請書 "
- (5) 人馬経立賃その他の請求書 "
- 5 職業奨励
- (1) 油職 "

- (2) 水車業 "
- 6 宗門改め
- (1) 切死丹改め村組手形 "
- (2) 中筋宗門改め宿泊の村 種村儀平

- 3 多賀町史編さん委員
- 顧問 桜井勝之進 伊勢市桜木町三〇―二三
- 郵便番号 五一六
- 小菅 一彦 多賀町敏満寺一二六一
- 監修 渡辺 守順 八日市市清水一―三
- 郵便番号 五二七
- 編さん 種村儀平 多賀町敏満寺二六七
- 委員長 木田太郎 彦根市古沢町六一
- 編さん委員 林清一郎 多賀町敏満寺二四〇
- 清水一雄 土田九六七
- 北村祖安 萱原一二二六
- 木下長治 (平成六年五月二二日逝去)
- 奥川貞一 甲良町横関三〇四
- 木下静子 多賀町多賀五五五

2 町史編さんの組織

(別巻―平成四年一月以降)

- 総括 町長 中川泰三
- 所管 多賀町教育委員会
- 教育長 寺村義一
- 教育次長北川清治 (前) 山本利昭
- 管理係主任 藤本義孝
- 町史編さん参事 平木和男 (前) 重森基男
- 町史編さん常勤委員木下長治 (前) 川岸 晶
- 町史編さん委員 奥川貞一
- 木下静子
- 事務補助員 吉川登美子

4 多賀町史別巻編さん協力委員

多賀村田 寿子 水谷 安富 正順  
 尼子 増尾 弘一 円一 円敬三郎  
 久徳 近藤 一郎 桃原 水野幸三郎  
 四手 宮野 武彦 藤瀬 城貝 龍夫  
 栗栖 西村 一雄 佐目 辻田 雅平  
 中川原 吉川 登 大君ヶ畑 橋本 勇

5 小字名調査委員

協力者一覽表(昭和五九年度以降協力頂いた方)

字名 協力者  
 多賀 松宮広蔵・山田才次郎・北川まさ・小川義子・野崎繁野・北村はな・大寿賀園三  
 尼子 岸辺宇三郎・本池大三郎・岸辺宗太郎・本池健造  
 四手 植野源一・宮野武彦・松宮宇佐美  
 大岡 山本惣九郎  
 八重棟 小菅順道・小菅甚太郎

桃原 藤井 弘  
 向之倉 戸成敏一  
 河内(下村・中村・宮前・安原) 藤本長次  
 今畑 鹿野久兵衛  
 仙 藤井清成  
 落合 小倉富造  
 入谷 田倉太市  
 甲頭倉 藤本豊蔵・西村弘義  
 屏風 河副正男  
 後谷 安富正順・谷口長三  
 上水谷 西村正治・門川利男  
 下水谷 山中幸一・桂喜久造・山中ヤヱ・桂みち・桂栗栖 二部  
 一円 一円直三・西村太郎・土居英造  
 木曾 西沢正三  
 久徳 小財貞雄・夏原誠二郎・近藤一郎  
 月之木 高橋健一・高橋重太郎・小財英・小財利三次  
 中川原 野村正助・高橋正雄・先山京三・友本俊明・宮川誠一・征矢和一

土田 原金十郎・曾我米蔵・平居新一郎・清水兼久雄  
 敏満寺 種村儀平・安田清一・矢守象一・山本久郎・安田忠司・樋口九郎七  
 猿木 夏原健三・小菅一夫  
 川相 神細工安吉・川添俊行・川岸与一郎・田辺萬蔵  
 藤瀬 城貝喜多郎・川添休次郎・城貝龍夫  
 富之尾 多林喜一郎・森嶋留次郎・山本正安・池本宗治郎・米谷 薫  
 柏崎 海東音八・上田宗太郎  
 一ノ瀬 大道勝三・棚池藤太郎・井上 昇  
 仏ヶ後 辻川与惣吉・古屋勝博・大矢重男  
 種田 小林元吉・藤沢憲一  
 董原 高橋虎次郎・久保田秀吉・平塚新吉・高橋一雄  
 大杉 林房太郎・林辰次郎・池尻儀三郎・橋本浩之  
 小原 田辺恭太郎  
 霜ヶ原 大矢藤一・大矢忠司  
 佐目 川本弥一  
 南後谷 前田浅次郎・西川そと  
 大君ヶ畑 安藤哲一・藤川源一・藤河貫一・菊本甚之丞・

保月 菊本甚助  
 筒井庄次  
 杉 若林 秋・上田長雄  
 五 井戸甚松

多賀町史別巻の編纂にあたっては、関係機関・個人に多大の御協力を蒙り、ここに改めて御礼申し上げます。また、本史の編纂にあたっては、関係機関・個人に多大の御協力を蒙り、ここに改めて御礼申し上げます。

### 多賀町史別巻

平成七年三月三十一日発行

編集 多賀町史編さん委員会

滋賀県犬上郡多賀町大字多賀三三四

発行 多賀町

制作 第一法規出版株式会社

東京都港区南青山二丁目一七

関西支社 大阪市西区新町二丁目五二四

——特別寄贈——

表紙 クロース ダイニック株式会社